

文學士 土子金四郎講述



債論完

東京専門學校藏版

國債論目次

第一章 國債の性質

第一節 國債の意解 一頁

第二節 國債の名稱 二頁

第三節 國債の起因 三頁

第四節 國債の物質 五頁

第五節 國債の募集 六頁

第六節 政府の信用 七頁

第七節 國債と私債との差違 一三頁

第八節 國債と租稅との區別 一八頁

第二章 國債の利害得失

第一節 概論 二二頁

第二節 諸氏の論說 二三頁

第三節 國債の利得 二九頁

國債論 目次

第四節 國債の消失

第五節 國債的解消

第六節 國債の還交

六七
九五
九九
九七
九九

七
一
一
一

第三章 國債の種類

第六節 國債の種類

第一節 種類國債	一〇五萬
第二節 種類國債	一〇六萬
第三節 種類國債	一一五萬
第四節 種類國債	一一五萬
第五節 種類國債	一一五萬
第六節 種類國債	一一五萬
第七節 種類國債	一一八萬

國債論

文學士 土子金四郎 講述

第一章 國債の性質

第一節 國債の意解

國債とは何ぞ、曰く一國政府の負債なり。即ち國家非常の事起り公債證書を發行し、其費用を募集するか如き、收支相當らず一時の不足を補ふが爲め大藏省證券を賣り、或は公債を賣り、工事を起すの費用、外國へ拂ふの資金等政府能く其支出をなすため仕事の所為に人民より借入るゝが如き、會社用達等より物品を買上げ人夫を雇ひ又雇請借入金にあらざるも其仕拂ひの義務あること借入金と異なることなきもの、即ち給與年金、償金年金、預り金、保護金、補助金等の如き、凡て政府の借方に屬するものを云ふなり。

第二節 國債の名稱

國債論 第一章 國債の性質

國債は一國政府の負債なりとすれば、即ち其國の負債なるが故に、國民盡く負債者たるがごとく聞ゆれども、國債の多く其國民より募るものにして、即ち其國民中債主たる者あり、必しも其國民盡く負債者ならざるが如し。然れども國民中債主たる者各自が貸出せし分丈けに對しては正しく債主なれども他の債主が貸出せし分に對しては一般國民と同じく負債者たるを免かれず。例へば國民中甲なる者は己れの貸出せし分に對しては債主なれども、乙なる者が貸出したる分に對しては一般國民と共に負債者にして、又乙なる者が甲なる者に對するも同しきが如し。又縱令豪商の如き者一手に國債を貸出すとするも唯一個人として之を見るときは、債主なれども其國債を負擔する國の人民として之を見るときは、又負債者にして其國債を償還すべき義務あると猶他の一般國民と異なるとなし。此故に政府其償還をなすに當ては彼等にも亦一般國民と共に負債者視して償還に充つる爲め幾分の税を課するものなり。然れば乃ち債主にして又負債者なり。此に於てか國民盡く負債者なりと云ふも妨げなし。國民盡く負債者なりと云ふも妨げなけな所れは、則ち國債と云ふも亦妨げなきものならずや。

第三節 國債の起因

抑、國債の起る原因たる素より一にして足らずと雖も多くは政府豫算の收入能く其經費を支ふべからるに職由するものなり。例へば突然戰亂起り、或は外國へ債金を拂ふに當り、縱令少々の準備金ありとするも、巨大の軍費資金に至ては其支出に充つる能はされば、一時不換紙幣を發行するか、又は公債證書を發行し、或は銀行より現金を借入るゝか、兎に角借財せざるべからざる時の如き、又收支相當らず一時國庫の欠乏を補ふが爲め大蔵省證券を發するが如き、是なり。

國債の因て起る基は多くは政府豫算の收入足らざるにあれとも必しも然りとは云ひ難く、時としては政府豫算の收入足らざるにはあらざれども、財政上、政治上の都合に因りて國債の起るとあり。例へば秩祿の如きものにして、年々下渡すものあるに際し、其高は政府豫算の收入を以て仕拂ふべからざるにあらざるも、財政上又は政治上の都合を以て公債證書となすが如き、或は預り金又は人民の望に因り、時として公債證書を與へたる北米合衆國の恩給地所引換公債の如き、或は有功者、會計等に年金、補助金等を下渡すが如き、若くは在來の國債を引換又は借換する爲

り發行するものゝ如き、皆其起る原因たる必しも政府豫算の收入足らざるに在らざるなり

政府豫算の收入とは其收入の額、豫め算定せられ、又其支出も豫定せられたるものにして略、限りあるものなれども單に政府の收入と云へは必ずしも豫算の收入に限らず、凡て一般經常收入及び非常收入を包含するものにして國債は其非常收入の一なり。而して特に非常收入の必要を感じするは即ち經常收入足らざるときにあるものなれば國債の因て起る基は經常收入の不足に在りと云ふべき乎、否必しも然うとは云ひ難し。如何となれば經常收入足らざるにあらざるも國債起るとあればなり。乞ふ今少しく其理を述べん。抑、經常收入なるものは大抵租税を以て成立つものなれば政府若し巨額の收入を要せば舊稅を重し新稅を起し以て經常收入を増加するとを得べし、何ぞ必しも國債を起すを要せんや。リカード氏の如きも實際國債を起さるも租稅を増して以て非常巨額の費用に充つるを得べしとの說を有せり。然れども猥りに租稅を増加せば貰し收入不足せざるを得るものに國家の發達社會の進歩を妨げ非常の損害を與ふるが故に國債を起して以て

増稅に代ふるとあり。是れ最も當局者の注意すべき點にして增稅と起債との調和を取る所なり。斯の如き場合には其國債の起る原因は經常收入の不足に在らずして國家社會の發達進歩を妨害すると恐るゝに在るものなり。故に曰く國債の因て起る基は必しも經常收入の不足に在りと云ふべからずと

以上述べ來りたるが如く豫算收入にても經常收入にても其不足に因て國債起ると云ふを得べきも國債の因て起る基は必しも豫算收入或は經常收入の不足に在りと断言するとを得ず。然らば則ち國債の起因は如何なるものぞと云ふに、一言以て之を盡ふと能はず、強ひて之を率れば豫算收入の不足、經常收入の不足及び其不足にあらざる政治上或は財政上の都合なりと云ふの外なし

第四節 國債の物質

國債の起因は前述せしが如しと雖も國債とて必しも現金を借りるに限るものにあらず、凡て政府の借方に屬するものは皆國債となるなり。今之を例せんに政府某會社に若干の物品買上げ代を下附すべきも財政の都合に因り代ふるに公債證書を發行して與ふるか、或は唯延期拂となすかの場合に於ては實際現金を借りたる

ものにあらず、又預り金の如き素より特に要求して借入れたるにあらず、唯預け人の監出るものにして、但政府之を返還せざるべからざると猶借入金と同一なるのみ。或は米穀の如き毫も金幣を借りざるものにして國債となるものあり。之を要するに實際現金を募らざるも、又求めて之を借入れざるも、又必しも金幣ならざるも苟も政府の負債に屬するものは一に皆國債とす

第五節 國債の募集

然れども國債は募集さるもの多く、古今諸國の國債を見るに十中八九は募集されしものに係り、國債と云へは殆ど募集さるもののみの如くなれり。而して國債は何人より貸出すものかと云ふに、本來は何人よりと限るべきものにあらず誰にても募集に應するものは其額を申込み所定の順序を経て貸出すことを得べきものなり。然りと雖も是れ唯理論上のとのみ實際諸國の法律に因て或は内國民のみに止るもあり、或は外國民のみに限るもあり、又は内外國民とも隨意に申込を得るものあり。日本の國債の如きは明治十六年十二月、中山道鐵道公債の例出でし述は募集に應するを得べき者は内國民のみに止りて法律上外國民の申込を禁

したり。又明治三年及び同六年發行の新舊外國債の如きは全く外國より募集し内國民より申込をなしたる者なし。後ち前の中山道鐵道公債の時よりして内外國民とも隨意に申込むとを許されたり。以上述べしが如く實際諸國の法律に因て差あれども、一般學理上より云へば國債は單に一國政府が其國民より募集する者なりとは云ひ難く、又外國民よりも、或は必ず内外國民のみよりも云ひ難い。時に或は内國民のみのとあり時に或は外國民のみのことあり、又或は内外國民相混ずるともあるべし。實に内外國民のみならず政府、帝室等も債主となるとなきにしもあるべし。實に内外國民のみならず政府、帝室等も債主となるとなきにしもあるべし。普國政府は千八百七十年の後に佛國政府より要求したる債金五十億法の中を以て公債證書を買込み所有したりしが如き、又我宮内省にても公債證書を所有さるのみならず金札引換公債の如きは發行の時、屢同省より申込ま

第六節 政府の信用

國債の多くは募集に係ると前述の如しといへども是れ皆政府の信用に依て募集することを得るなり。而して其信用の大小に依て起債力の大小あると恰も一個

人が其信用大ならば容易に巨大の借財をなすとを得べく、又信用小ならば少小の借財ともなし難きが如し。若し夫れ政府の信用薄ければ総令高利を附するも國債の募集に應するもの少なかるべく、時に因りては全く應する者なかるべし。之に反して政府の信用厚きときは総令低利なりとも國債の募集に應する者頻りにして申込高其元額を超過するに至るべし。政府の信用の國債に關する所豈其大ならずや

政府の信用の係はる所は素より其國に止るものにあらず、廣く外國にも及ぶものにして一國の政府其信用薄ければ外國は非常に高利にあらざるよりは其國債の募集に應するものあらざるべく、若し餘りに信用薄ければ全く應募者あらざるべし。土耳古、埃及、政府の如き之を開明諸國の政府に比すれば其信用厚からざるが故に其國債は高利ならざれば外國人にして之に應する者なし。今兩國政府が負擔する外國債は大抵五分、或は六分の高利にして埃及の如きは當初は七分なり、又土耳古は今尙九分の利あり、加ふるに實際は額面以下にて發行し甚しきは殆ど四割の割引ありしとあり。已に日本の如きも明治三年に起したる彼所謂舊外國債

は九分の利にあらずや。當時龍教市場の利子歩合を見るに僅に三四分に過ぎず。若し英國政府にして其國債を募りたらんには必ずや三分或は三分半の利を以て容易に應募者を是るべからんに日本政府の國債には其三倍の高利を要したるは何ぞ。是れ他なし、當時歐洲諸國にては未だ日本と交際を開くと日尙淺く甚しきは日本の地球上にあるを知らるるもの往々これありて外國に於ける日本政府の借用は實に微薄なりしが故なり。九分の利は或は餘りに高きに過ぎ實際九分以下にて借り得べかりしとするも到底龍教市場の歩合よりは非常の高利ならざるべからざりしならん。政府の借用微薄なる時は其國債は實に利子歩合の高きのみならず其償還期限も短かゝらざるを得ず。若し政府微弱にして永續すべきや保し難きか、或は財政困難にして必ず約の如く償還するや否も確認しがたき時、其他凡て政府の借用微薄なるときは総令高利なるも無期又は永期ならば其國債の募集に應するものなれどし。此故に現今信用大ならざる政府の外國債は大抵短期ならざるはなし。土耳古、埃及の外國債の如きは多く短期にして、而も毎年償還するものなり。看よ清國政府所發行したる外國債の如き其期限僅に三

少年又或六年にして毎年の仕得額は既て公告證書に在るをあらず。又日本の新舊外國債の利息も甲は十二を乙は二十五ヶ年にして何れも短期ならざるはなく、又定期仕得なるはなし。嗚呼信用徵薄なる政府の國債は其れ斯の如し。之に反して若し信用増加するときは其結果は直ちに現はるものなり。土耳其の如きは大分の利を以てすら發行價格額面以下ならざれば應募者なかりしに同國に於て千八百五十五年に起したる五百萬磅の國債には英佛兩國其保證に立ちしを以て唯四分の利子なりしも發行價格額面より二分餘以上なり。嗚呼均しく同國の國債にして斯く其利子歩合を勘定の差ある所以のものは唯英佛兩國の保證ありしが故のみ信用の大小其間する所量に其れ大ならずや。

政府信用の大小は國債募集の多少に關し、又其利子歩合及ひ期限、仕得方等は係はるは前述せしが如く本れ以政府の信用は國債上實に最大の關係を有し誠に國債を募集するの難儀を云ふべきなり。斯く政府の信用と國債との關係を喫々論し來りたれども是れ政府の信用の大小は國債應募の多少に關するを述べるものにして國債應募の多少に因る後も以政府の信用の大小を判すると能はあるものなり。

り。何となれば政府の信用薄きにあらざるも或は人民に應するの資金なきか、或は債主にて其資本を他に投下する方利益多きときは應募者少かるへければなり。是れ政府の信用厚きにも拘はらず應募少き場合にして既に應募の多少を以て政府の信用の大小を判定すべからざる所以なり。

押付信用は如何にして之を得るかと云はレ畢竟一に歸す。曰く政府約定を履行。し國債を償還すること是のみ、政府是迄約定を違へア償還を怠らす又後來も尙忘らざるべじと確認さるゝ時は其信用大なるべく、又政府是迄其約定を違へ償還を怠ゆにし後來を専其模様あるときは其信用小なるべし、是れ理の最も親易きものにして一個人の信用を得る方法と遜む異なることなし。元來人の能に資金を貸す所以の手のは其元金を失はすして幾分の利子を得るか、或は年金の如く元金の返却は要せずとも元利を合せし種の金額を定期に得るかを目的とするものなれば亦し約定を違へられ元金を奪取せられず利子も充分取ることを得ず、或は年金を確本受ること能はずんば誰か誰か實付をなすものあらんや。故に從來國債の償還期を違へ又後來を同様ならんと認めらるゝときは如斯政府に向て貸

付くるものあらざるべし。ガルニエー氏も政府の信用の基く所を説て曰く、政府に於て如何なる事故ありとも當初の契約を遵守せることをして債主に向て保證するに在りと。政府の信用は國債償還の成績如何に因るものなれども其償還は後來の償還にして必しも是迄の償還如何を含むものにあらず。又唯是迄の償還如何をのみを云ふにあらず既往の償還は既往の國債に關し新に募らんとする國債に關せし。故に縱令從來の國債を是迄怠らず償還し來ればとて新に募らんとするものとの償還には關せざるものなり。若し國家騒亂あるか或は革命等の爲め後來此新債の償還費束なしと認めらるゝ時は縱令是迄國債の償還を怠らざりし政府なりともその信用は微薄として新債の募集に應するもの少かるべし。又是迄國債の償還を怠りしも政府の改革、財政官の更代などに因り後來其償還を怠らざるべしと確認し得たる程ならば其信用大にして新債の募集に應するもの多かるべし。是故に新に募る國債に關する政府の信用の大小は畢竟は後來の國債の償還如何に關するものにして必ずしも既往の國債償還に關するものにあらず。然らずば誰も過剰の機會に於ては既往の債還如何を判し得るものなれば素より全く關係なしと云ふべからず。古來約定を破り信用を失ひしものの往々にしてこれあり、ル・ア・十四世帝最初の約定を破り爲に信用を失ひしも如き、又西班牙政府も約定を守らざるに因り大に信用を損ぜし等の例もあり既平素償還を怠らざるは政府の信用を大にして國家危急の秋に望んで容易に國債を募集することを得べき基なり。世の財政に從事する者宜しく鑑みざるべからず。

第七節 國債と私債との差違

政府も一個人の如く負債するものにして其負債は則ち國債なるとを述べたれば是より遙て政府の負債即ち國債と一個人の負債即ち私債と其間の差違を論せんとす。國債と云ひ私債と云ふも其負債なるとは素より同一なれども其性質に於ては入に差違あるものなり今。一々之を列挙せん
第一、一個人に在りては時に或は負債を起さずとも他に融通の途なきにあらず。抑も一個人は臨時の費用を要するときは殊に他より借りざるも其財産を賣て

金策すがと難をだわらず。例へば其邸宅衣服調度等を賣るは頗る通常のことにし
て非常の通額を除ざれば大抵遅延賣却するを得るものなり。然るに政府は期の
如毎歳運を爲すと能はず、政府若し諸館舎或は其調度を賣却せば爲に非常の不都
合を生せんと素より囁きを俟ず。又政府が要する金額は素より一個人の如く少
小にあらざれば諸館舎或は其調度を賣却するも以て費途に充つるに足らず、然の
外ならず官有財産、山野、森林等の如きは貰しや之を拂下けんとするも餘りに廣大
なありゆれど容易に賣却するも著しく到底急遽の間に合はず。故に何れの點より見る
も政府は一個人の如く其財産を賣却して一時の融通をなすとを得ず

第二 政府の負債には時としては國民より強ひて借入るものあり其方法は種
々あるべけれども多くは國民の財産に幾分の割合を以て出金を賦課するものに
しき種税の如きそのなり。唯其異なる所は種税ならば償還せざれども負債なる
事故に當る債務は逐年を利子を拂ふにあり。是れ所謂累制借入なるものにして
當權機關運営機關等に於て盛に行はれじきのなり。是れ最も一個人の負債と述
べ得むべからず國庫は斯の如く強ひて借入ると能はず

第三 一個人の負債には自ら其證書を以て一國法律上の通貨となすとなし。假
令銀行紙幣の如きものありて恰も通貨の如く用ゐらるゝも其大本を據せば唯一
國法律上の通貨を代表する一箇の負債證書に止りて敢て法律上の通貨と云ふも
のにあらず何時れども其代表する法律上の通貨と引換ざるべからず。貰し時に
或は法貨となるとなまにあらざるも銀行自ら之を爲すものにあらず、政府の權許
に因るものにして決して最初より自ら其負債證書を法貨となすとなし。然るに
政府の負債には自ら其證書を全く法律上の通貨となすことあり。是れ政府が發
行する不換紙幣の謂にして不換紙幣なるものは全く政府の負債にて他日償還す
べき義務あれども銀行紙幣の如く何時れども引換ふべしと云ふものにあらず。

第四 政府の負債には時としては其要する高よりも多額の申込をなし爲に割戻
をなすことあり。是れ現に我軍事公債の如き申込高は募集高より倍以上の超過
ありし類似して一個人の負債には如斯となし

第五 一個人の負債は其債主數人なるとなきにしもあらざれども多くは一人な
り政府の負債の如く其債主許多なるとなし。國債は一會社或は一家より一手

に借入るゝとなきにあらざれとも大抵公債證書を發行して廣く債主を募るものなれば其の數許多なるを以て常とす。

第六 政府の負債は其金額を募集するの後其使用を詳細に債主等國民一般に示さる可らざれども一個人の負債は無念之を有益の事に使ふも又無益の事に用ゐるも其使用を一々他に示すと要せず

第七 一個人の負債は皆有期にして甚しく永遠なるものなし、然れども政府の負債には所謂永遠公債の如きものありて其期限は何時なるやを極めず百年となるも二百年となるも債主に於て之を請求する權なきものとす。其有期のものにても九十年、五十年、三十年等の期限にして隨分永きものあり。蓋し負債者たる政府は一個人に比すれば其命數頗る永く夫の五十常命を以て量るべからず國家未旨有の機あらざる限りは依然として終らざるものなり。故に政府の負債は一個人の負債より長期限永きを得るものとす

第八 政府の負債は之を償還するに一個人の如く其財産を賣り或は節儉を致して以て之を充つる事難はず。政府鎰合、關稅等某財產を賣却する事能はざるは已

に前述せしが如くにして又其經費にも非常の節儉を致すを得ず。例へば若し赤軍の節儉を爲さんとて大に經費を減すれば官吏も多分免職せざるべからず、隨て事務上大に不都合を來し警察も充分なると能はず、教育も盛ならず、或は軍備の費潤を來すが如き其他舉て數々べからざる不都合を生す。貢しや國債を償還するも爲に數倍の害を蒙れば到底政府の經費に非常の節儉をなすと能はず、必ずや新税を起すか舊稅を重うするか新歲入の途を開かざるべからず。之に反して一個人は隨分邸宅を賣り、衣服を典し、飲食等に節儉を致し、非常の不都合を生せずして負債を返還することを得るなり

第九 一個人の負債は其額も政府の負債よりは少なく又之を返還するも別段種税を重うするが如きとなければ、爲に國家に損害を與ふるとなし。然るに政府の負債は之を起すに當り其額巨大なれば通貨市場に大なる影響を及ぼすとあり。又之を償還するにも前述せし如く新税を起すか舊稅を重うするか新に歲入の途を開かざるを得ず。若し新税を起すか舊稅を重うするか兎に角租稅を増加せば國民大に苦み續々欺瞞裏訴等をなし、或は終に騒動を惹起すに至るべく、又幸に

して右等の事なきにもせよ爲に百般事業の發達を妨げ或は爲に資本の外出を致す等國家に損害を與ふるとあり

第十 政府の負債は其債主に權なく負債者に權あり。縱令債主に不満足あるも之を訴ふる裁判所は則ち負債者なる政府なれば更し政府が約定を履行せず其負債の償還を爲さざるもの之に身代限を命するが如き裁判所なく、債主無理不正なる取扱を禁るも干戈に訴ふるにあらずんば之を訴ふるに所なし。一個人の負債は乃ち然らず、負債者若し約定を履行せず債主不満足なるとあるときは進で之を裁判所に訴ふれば其曲直を判し之を法律に照らして身代限を命することを得て毫も負債者の壓制に駆逐せざるものとす

第八節 國債と租稅との區別

國債と私債との差違は前段已に述べたれば尙一步を進めて國債と租稅との區別を辨せん。然れども下條載する所は素より唯其性質の區別を述ぶる迄にして兩者の利害得失等は更に第二章に於て論究すべし

國債は之を償還するに到應等を盡分の租稅を以てするものなれば之を募集する

は恰も有力者をして一般國民に代り將來の租稅を一時に前納せしむる者の如く。又所謂壓制借入の如きに至ては強ひて應分の出金を爲さしむるものなれば其性質貨運種税に彷彿たれども素より國債と租稅とは其間區別あるものなり。乞ふ今述次之を左に述べん

第一 國債は將來の租稅を一時に前納するものに似たれば恰も租稅の如くなれ共壓制借入の如きものと雖も之を償還せざるべからず、加ふるに大抵利子を拂ふ事のなり。然るに種税に至ては一度政府に上納すれば永世之を償還するどなく唯而之を徵收するのみなり

第二 種税は國民だるもの何人たるぞ問はず苟も賦課さるゝに於ては到底之を上納せざるべきからず、若し之を上納せしめらるゝに至る。之に反して國債は壓制借入を除くの外は壓制を以て上納せしむるものにあらず、何んにても募集に應せんとする者は其當支けの額を申込むを得べく、又募集に應するを欲せざる者は一錢たりとも出金するを要せず

第三、國債は其償還がて述べしか如く必ず國民一般に賦課して出金せしむる者であるが、其當初を定める者は必ず出金するに及ばざる次第なれば出金者は必ず國民一般にはあらずして其幾分に過ぎず。或は國民中一人の出金者なまにも至るがれども種税に至りては其賦課する所國民一般に係り國民中一人の上納者なしと言ふが如きをあらず。

第四、種税は内國に限り賦課するものにして外國より徵收するとなし、然れども國債は内國の本邦をものにあらず廣く外國よりも暮ることあり。此事方今に至ては漸く漸にじと國債の額亘大なるときは最も外國よりの出金を要するものとする。

第五、國債は之を譲りし若し其申込高額定の額を超過するときは之を割戻する事なれども種税は之を徵收するの後総合計算額より超過するも取て納稅者へ割戻すを也思ふ。

第六、種税は國債を譲りし額を上納するまでにして別に保證金を納め保證書を請求等を要ひぬ。又種票も期限に至れば元利金を拂下ぐる等の手數めり。

第七、種税は其證書を賣買するものにして應募者中には其間に利を占めんとして申込を立てるのが少々からず。時に因れば申込價格より非常の高價を以て賣買する者もあり、又非常の低價なると争うて競り取引するものなり。然るに種税は之を主税もたゞにて其債券證書を公債證書の如き一々假證書を渡す等種々の手續を経て其債券證書を徵收すれば之を償還するに及ばざるを以て別に其償還に付の手續を設くるを擧げず、故に國債の如く募集後新税を起し舊稅を量も増加せしむるをなむ。之に反して國債は之を募集するの後に其償還に充つる爲め種税を繳ずね種税を盡くするか期に更新に貢入の途を設けるべからず。

第八、國債は應募後國債還の爲め種税を繳し永く後世に及ぶとあれば現在の負擔を重ね来るが如きあるものなり。種税は則ち然らず、一時に所要の金額を國

民より徵收するに止まり後之を償還するに及ばずは現在の負擔を現在の國民に課する者にして國債の如く後世の國民をして負擔せしむるとなし

第十、租税は政府之を増減するは何れにするも立法に屬するものにして行政權を以て左右すると能はざれども國債は然らず。例へば政府物品を買上ぐるも其代價を擧ると能はずして延期券となすが如き、或は佛國の如く單に大藏卿の許諾依て當時國庫に預り入るゝもの又は中央出納局の手形の如き等其他大藏長官の行政權内に於て國債起るとあり
國債の種類との區別は略以上掲げしが如くにして此の他尙多少の差あるべけれ
ば此に之を略す。

第一章 國債の利害得失

第一節 概論

國債の種類は甚だ其如何に歸て定まるものにして若し結果利益を生ぜば其國債時運営本部を除くべく采替し結果損害を致せば其國債は以て有害となるべきなれども國債の種類は國債の種類と雖も又其利益を得し
ものも少からざれば一概に國債は有益なりとも又有害なりとも断言し難く、唯其結果如何に因て利害定まるものとす

國債の有益となり又有害となるも其結果如何に因るは夫れ斯くの如しと雖も結果如何を來すは使用如何に因るものなれば其方法宜しきを得ば其結果必ず宜しく其方法宜しきを得ざれば其結果亦宜しからず、抑も國債其物を論ずれば苟も政府の負債にして之が爲り經費を増加し隨て租税を増加するが故に素より好ましきものにあらず。然れども猶葉の如く健康上より云へば人の葉を飲むに至るは不祥のことにして葉は好ましきものにあらず之を用ゐざるを好しとすれども苟も人にして壯健ならざる間は之にかかるべからず。國家も疾病なきを保せされば其壯健にあらざる限りは之が葉なきあたはず、而して其葉の功害は其使用方に因て定まるものなり

第二節 諸氏の論説

右に論したるが如く國債は一概に有益又は有害と爲すべからざるものなるに古來學者中往々其意を誤り、或は全く有益のもの、如く、或は全く有害のもの、如く、

或時は無為無事の者より始て見做せる者ある。今其説說を専んにさせ度なく、國債は左等に取ひ右等に擲ふ者有るが故に半額全額を調しては之が爲め財の増減することなし。如何にも國債は寧より借り後ち乙より租税を徵收して又甲に還さざるゝ如くなれば政府は唯其仲人の如く頗る容易にして爲に毫も一毫全額を還さずとぞ要る極めてなれば皆實歴を盡んでは斯る事事のものにあらず。最も要するに左等に於て受領をなすれども國債額數では一人二人に止まぬ事れど亦然其額額を表すことを能はず、透すや政府には之が爲め特に役員を置き候ふ者有る。其役員まで其參數の職務を司ざる巨額の金額を握る事のなれど三人の職業すべからず公務者なり、印職者也歟、其他國債に付き種々の耗费を要する事の次第候者のみならず此を生産の途に藉りじゆ段夫を資本として使用する事の多き事例の如き是處改めて人間の手に在りしゆ段夫を資本として使用する事の多き事例の如きは國債の額より餘計ならざるべからず、國債額數を左等に擲ふ者有る事の如きは云ふべからず。

夫れ公債還書所持人に仕拂ひたる金員が後稅者の手に在りしときと同一の額あるをなすものであらざれどもは其生産力を減ずるものなり、若し國債なくして其債還書を差つる種類なるとは之を拂ふの金員は皆夫々生産をなすべし。此點に於て嘗て國債は嘗て右より取て左へ移すものたあらざること判然たり

國債を以て全く有害と察したる者に於非常の偏見を有する者あり。ラカニア氏の如き其一大なる氏の説は國家戦争起るに随て其費用を拂ふには國債を起すことをなかれ能く租税を以てすべしと云ふにあらず。氏其理を説て曰く、租税を以て戰争費を拂ふときは其負擔より重しと雖とも戰争止めは負擔も止むものなり。今夫れ戰争税を千磅として一時に之を賄はすれば被税者は多分其收入より節減して以て之を納め現世の人民のみにて戰争の總費用を拂ひ盡し、一国の資本を減少することなかるべけれども、若し國債を以て千磅を募り之を戰争費に充て其後利子として五十磅を租税に徵收すとすれば人民は唯其五十磅のみを節減して以て納め、實に國債を以て裏うたさず半磅だけは徒らに消費され一國の資本を減せざるべからず。故に租税を増加して以て戰争費に充つるは國債を募るより優るもの

なり。然るに世常に租税は國債に比すれば徵收に便ならずとなすものあれとも被稅者は充分節儉して租税を拂ふか、又若し各自の收入より租税を拂ふこと能はずとすれば其財産の幾分を賣るか、又は他より借入ること能はざるにあらず。已に國債の募集に應するの資金あるは適宜の方法に因りては右の如き被稅者が借入れ得べきの資金あるを證するものなれば其金を借入れて以て租税を拂ふことを得べし。而して租税なれば甲資金を貸して乙元利を拂ひ又國債となるも甲尚資金を貸しても元利を拂へども唯其還ぶ所は前には乙より甲へ直接に拂ふものなれども、後には乙より政府の手を経て間接に甲へ拂ふの別あるのみ。敢て租税にても徵收に便ならずと云ふことなし。

マスター氏曰く、國債は財政上年金となり政府をして非常に巨額の負債を擔はしむるに至るを以て之を募集すべからず。若し之を募集せば人民の耕耘肥培或は土地開拓に必要な資本と土地とを掠奪するものと云ふべし。

ニコラタヤ氏亦曰く、國債は人民と政府とをして放逐に陥らしめ後世の財運危政府へ徵收す、國債は無名不正の戰争を起さむを、國債は政府の壓制をして大なる

しむ國債は人民の勉勵と節儉との精神を失はしむ、國債は物價を騰貴せしむ、國債は租税に比すれば利子支け餘分なる金額を人民より徵收す、國債巨額なるときは勢終に道德上に反違せる方法を以て其償還をなさるを得ざるとありと

アダム・スミス氏も同じく國債を非難する論者にして國家一度國債を起すに至れば之を償還し盡したる例殆んど無しと論し、國債巨額に登り年久しうに亘らば國家瓦解すべしと論し、國債は未來の生産の盛なく無益に消費さるものなりと論し、國債を以て經費を拂へば國家に成立來りし資本の成る部分を損し生産的の労力者を保護したる資本を以て不生産的の労力者を保護するものなりと論し、財蓄は國債を起すよりも租税を以てする方に多しと論じ、ベニス、ゼノアの共和黨互に獨立せんことを欲したるとき又は千六百年代の末期に於ける西班牙の如き實に國債の爲に漸々國家を衰弱せしめたりと論したり

ルネト・ル・氏曰く、政府をして國債を發行するを得せしむるの不經濟なることは論へば猶放擲息子に與るに龍致各銀行より借入を爲し得らるゝ信用を以てするが如し。國債償還に充つる租税の爲に物價を上げ貧民の負擔を重からしむ、公債證

害は大抵誰かある人の手に在るものなれば人民をして姑息の氣を生ぜしむと。カナダの國債種種と國債とを比較し終に國債は努力者のみをして國債を負担せしむるものなりと論斷せり。

者の外債種々の論者あり、或は國債が開化の餘毒、戰争の餘殃と云ひ、又は現世の費用を後世が支拂はしむるを樹るか故に政府をして危險の業に馳せしむるの患あると云ひ、若くは労力者を苦しめ富者を恵み坐食の富民此に於て起ると云ひ、偏れ國債は有審のものと如く云ひなす者なし。此等の説は皆偏見と云ふべきのみ然れども古既反して國債の害を知らず其利のみを知て唯國債を賛成するものあり、則ちベルナリト氏の如きは國債は金坑なりと云ひ、ピント氏の如きは國債は社會の富を増すものにして即一國の資本なりと云ひ、ウルティル氏は一國國債を負へば決して貢するとなく反而生產的工業の發達擴張を獎勵するものなかと云ひ、アゼ琉は國債は金融を滑にすと云ひ、其他イミルアデラルデン氏アイザック・ペレネル氏等の如き皆之に類する説を吐き難を其利のみを説き、國債を以て一概に有害の説等々細々記述せん者また是亦片寄りたる説也。嗚呼大家を以て難せら

るゝ者にして尙ほ偏見の説あるを免かれず、兩端を叩て眞理を窺ふは豈亦難きことなう哉。乞ふ是より國債の利害得失を説き併せて前の論者の偏見たる所以を難せん。

國債は利害相渾するものなれば今之を分て其利たるところ又其害たるところを論すべし然ども以下述べる所は唯其利害のみを説くものにして決して偏見論者の方を國債は概して有利又は有害なるとして陳述するにあらず。又以下説くが如き利あるを取て必ずしも國債を起すべしとも反対あるを以て決して之を起すべ多ず可り云ふにあらず。

第三節 國債の利得

抑も國債の利あると少なきにあらず、譬々之を別て九とす

第一 國債は財政困難の急を救ふの利あり

國債の財政困難の急を救ふの利あるは最も緊要なることに於て此點に於ては取分け財政學上の研究を要するものあり。而して古來學者の國債を善とするもの大抵其論據を此に歸するものなれども亦反對の論なきにあらず。已に前述した

るが如くアダム・スミス、カーテン、カルマー、エストラード、ローム、チスキー等の諸氏は皆國債を非難し、就中リカント氏の如きは急速の場合にても租税の徵收に不便ならざる在を辨護し、國債の租税に劣ることを説きたり。其所論は前に述べし如くなれども果して租税を以て一時巨額の費用に充て國家危急の困難を救ふを得ずか否か今詳細に之を論究せん。

リカント氏の論は可成明ち可なりと雖も其可なるは道德上或は論理上より見たるものとして實應國家に處する財政上より見れば到底行はるべき事なり。道德上及論理上云々は現世の負擔を後世に残さず又永く國債の利子を拂ふが如きをなく政府が國債として借るも人民が租税を拂ふが爲め私債として借るも有も貸すのみの資金ありとすれば彼も是も同一の如くなれども實際に於ては大に違ひも無なず。夫れ一國政府は其迄解滅亡の爲に國債を償還せざるに至るは殆んど無しと云ふも不可なることなし。例へば佛國一時普國の爲に非常の敗北賠償を減免すためと思ひの外今の警品を致す頃如き、其信用は之を通常の國債の形態を取るに倣ひたるに比され咸素より大なるものなれば實

本家の政府を信するは通常一個人を信するよりも厚し、此に於てか國債の利子は通常私債の利よりも低し。又危險を恐れ容易に通常一個人には貸出さる蓄財家も進て國債の募集には應するものあり。故に實際に於て到底政府と通常一個人と同様に信託する事を得ず。又經合リカント氏の説行はるとするも強て租税を増加せば被稅者到底之を拂はざるべからざるを見て資本家は之に貸すに非常の高利を以てすべし、果して然らば被稅者は政府國債を起して之に拂ふの利子より高き利子を拂ひ、富者は此場合に限して非常の益を受け貧者は益を貰とならん。是れ固はざるの甚しきものならずや。

又夫れ資本家も國家危急の秋に際しては直接に其政府には貸出するも間接に人民には貸出す者少なかるべし。何となれば衆と其貸出すべきものは政府の使用に供するものにして幾分か報國の意を含むものなれども、間接に人民に貸出すに於ては果して負擔者が其借りたるものを政府に納むるや否や、又果して租税を拂ふの資力なき者なるか一々之を穿鑿すること能はざればなり。故に租税を納めしむるが爲め通常一個人に貸出するものは國債として政府に貸出するものより少なき

せ知らでし

三三

以互達べたるが如くなるを以て國債と私債とは同しく借財するものなれども、リカード氏の如く之を同一に見做し國債に應ずる資金を以て私債に應せしめ之に因て釐々種税を納めしげることを得ず。

且つ夫れ政府ならは外國債を起すを心得べけれとも通常一個人にては政府の要するに如き直額の金額を一時に外國より借入ると能はず、若し國家大に復興し財政困難なる事の資金民間に及至てはリカード氏の説の如く人民私に借財して直額の種税を納むるとを得ず、此時に當てば外國債を起すか若くは不換紙幣を發行するのみ外なるべし。而して不換紙幣は到底人民私に發行すべからざるも余が此を知らばリカード氏の資金を取るものと云ふべし。尙又假に一步を兵士の薪料開支の事業に關するの資金を以て人民をして私に借財せしめ以て種税を納め得む事を得ぬじとするも、資本家より直ちに政府に納むるにあらずして一度種税を納む後は政府に納むる事無く政府に輸入するは二度の手續を経て其を發行する事無く政府に輸入するは多安の手續を要し爲め

に日子を費すものなるを人民互に貸借するに際し、或は證人を立て書入をなし、登記公證等種々の事あつて大に時間を要するのみならず、假又種税として徵收するに當ふる事又種税の手数を要すれば實際政府の手に入るは急遽のことにある。而し又國家公債を當てば通常國債を事業する事へ其間を合はざること免められず斯る時には不換紙幣の如きものを發行するか若くは銀行より直ちに借入の外なく到底種税のみを以て非常の費用を充つること能はず。又種税の開て種税の急遽の徵收更に甚ざるは最も論者の眼目とする所矣して、又國債の開て起るの止を御遠る所以なれば、乞ふ角少しく其理を説き併せて國債を非難する者の説を梗概ん以て、

夫れ國家を窮事起り算の收入は其非常の費用を拂ふに足らず、其額も巨大なるとき致到底收入を増さるを得ず、而して之を増すの途は算の經費を節する事より直額を得ること能はず必ず新に收入の途を開かざるべからず。然る而して此の時や素より事業費を出で立を處するも頗る急遽を要するを以て新收入の幾段階を急遽の用に備えるものと取らざるべからず。何とか急遽の開に

誠なる輸入の途を云ふ。且も増税ならとせん。增税は先に述べたるが如く、道徳上及論理上より最も極めて當面な歩き法算せられども、是れ開化の度量が未だ甚しく國家政策するの義務を盡し、國家の爲めには如何なる重税をも賦科す。之を納むるにも迅速を務むるの度に頗るされば實行し難く。現今の人民の道德を覆て見れば、時た程税を盡くす事は幾難、脱税等を謀り、滞納、不納等類を起り、後を調査し、之を督促し、實業政府に告納するは、急速の事に非ず。又最初之を賦課するにも種々調査を要し、邊境税關等を正し、税率を調む等實行前已れ多少の日手を費すものなれば尙更以更急進の用に供するを得ず。故に其告納するを俟て以時機を失することを免れねどある。又實に一皆其等の急に至りては到底租税の能くする所にあらず、必ずや先の小時不換紙幣を發行するか、若くは銀行より直に借入れざるべからず。又實も増税をなせしに當るは、其實業の收入迄は大藏省證券を發行せざるべき也。此の如き場合に該國債を起す其實に止を得ざる者めにて是れ開化雖在即將るも即ち取引あるが多寡ある者もて皆經職家の知る所なれ。斯る急報書を備え置候ぞ亦難し無比。稅收者君も又發送未竟案んとする其職へは當該人を察知せん。

英國の英國を除く外國を英國へに當り、時の率相ヲアーチストード民は頭を擡げて聲を擧ひ、英國の榮譽は現量の人品に譲否しむべじとて唯今租税を以て税費年供せんと考課矣。然耳所得税が能く資糧其他の物品支譲する税を増々しめられども到底其實收用急進の用に適せざるを以て荷の如き租税の收入あるに先立ち數を倍増せり。十六五年の期限更て本業者而券を發行し既て急速の間、合はしなり。

是れ英國の急進者而此國債を起すの止を得ざると曉じたる者。然れども前述の場合は國債を起しなりと曉くべ、其實租税を増加したるものなれども之れ事又古久より施行する法多難耳。本業者而券を期限通りに仕拂はれど、更許多の市場も本業者而券を購入せしむる難易がある。而して終に千八百五十四年大藏省證券の期限をも又五年を期限を終え候事なる。而經年分もて發行し、最後を千八百五十五年に發行

妨ぐることなく、英國との貿易は未だ盛大に至らざれば之と断交するも差したる
損害考案、又實地觀視を增加して致て戰費に充ゆる好機會なりしに、實際急遽の用
を聽候事務甚だ、實豆類の取入を得るを可能區域ありて、終に國債を起し之を以
て戰費の供給を過すを要したる。富榮英國の如く、好機會タリモヤ役の如く、人種雄
精明者、やや多其れ斯の如し、況んや他の諸邦の如き推して知る
此書は必ず本邦に於ける

國債が國家の急を救ひの利あるは已に諸學者の聲をしたる所にしてマザタラビ
ジテ天相を國債は莫大の害焉なることと租稅より優ると。又ベクスター氏曰く國
債危機が時或金錢土の損得は遺憾角思到底國債を起さるべからず。ミル氏
等謂國債の積也難しなが多甚に唯之を許すべきは一時に巨額の租稅を徵收すること
無あれば土を得ざる程在りと云ひり。ホーリ氏も亦國家非常の時に當ては租
稅のみを以て支へ難く到底國債を起さざるべからずとの說として其他實業財政
の馬鹿者當ては國債の必要なることを說きたま。現に征清
の結果又は土を得ず巨額の軍事公債を募集するにあらずや

第三章 國債は現金と債券と金庫を分のの和あり。

前段述べたるは國家の急需要には到底租税のみを増して以て其費達に供する事能はず、必ず第一精良債を継ぐるをねらひ、是れ實に止と得まると思えたるは過ち大。之より更に進て國家巨額の費用を要するに當り國債と租税と財政上甚だ密接な關係を有するを吾論題せん。

國債は國債借入金除く國外は壓制を以て徴收するものにあらず、其募集に應するの資本ある事の外は其外に貯藏するものにして蓄積金深金等を引出し、又外國より借入をもる事も必至の事で、國債の爲めに租税の如く生産費を増し、物價を高めし、貢民を苦しり、工業の進歩を妨げ、資本の外出を致すことなく、又收稅吏の隨檢其他の手續等本來のない、左等反して租税は人民たるものに賦課あるゝ國外では壓制を取る事無事多き事に對して國債の如く好むものは應募し、好まるものは出るゝ事無事多く其結果、終に生産費が増加物價は騰貴し利得は減少し、資本は外國へ移る事無事、國庫は漸次大额の租税を輸送して國債を以て賄費せしむ。是れ租税の如きは、國庫本金等財源を裏付けるので、故に恣意を擴張する勞力者經民

を苦しむこと最も甚しく、或は終に竹槍麻族の騒動を生し益生産の衰弱を致し、國家の發達を害せんも知るべからず。此の如きは古今其例に乏もからざる也、此して最も恐るべきこととなす。即ち少く不減の増加の租税を一時又増加せば、其擴起ると云ひ、是れ皆租税の要るところなりとす。又失れ一朝事起り國歩艱難なるに應じては蓄積費縮じ、信用減縮じ、人民苦むるのなるに此時又當りて更額の租税を半端に増加するは其結果猶効害を二重になすが如し。又此時又當ては生産力も消費力を共に大に減するものにして從來の租税と雖も其收入少なし。然るに首之を重うせば生産費増し、物價騰貴するが故に物品の賣買も減じ、而も其結果を免るべからざるものにして或は被税者の不正なるが爲に販賣貿易等を生し存外不公平の苦しきものとなり、庶者は重税を拂ひ不正者は巧に之れを脱し、公衆を

ひて所謂延長なるものは愚の如き感覺を超さしめ道德上實に好ましあとであらず。存等の弊は到底租税の免かれざる所とは云々、餘りに重からざることは勿論其害も少なじと雖も一時に巨額を賦課するに至りて盛に威脅懲戒等行はるゝを以て其害實に少くあらず。後を追ひ之を考へるも巨額の租税を一時増加するほ某害の大なる亦顯著矣多うす。

種税徵書其れ然也。然れど考證者或は云はん、國債も亦終に之を償還せんれば種税を以てするが爲め前途の難を嘗め免るべ能はざるべしと是れ大に然らず。何と云はば國債の償還は一時に爲なざるを得ざるものにあらず、數度此分ちて爲すを得ずし、何ぞ必以て其裏集の必要を離せしときの如く一時に巨額の租税を増加するを要せん乎。或成政政府の種合意を認めた當て還債すべしと定むるも亦然尤がた事におはなれを以て、當更に時に巨額の租税を増加するに及ばれは勿事。且ク當初巨額の種税を一時に徵取せず、當更に時に巨額の租税を増加するに代へたるを以て種税の如き國家審議會社會の進歩を妨げずる教訓其業果達也。誰發明其圖を起ら、改更に時に種税者益増加致之を償還亦復敢は國富大に増進する者有り。

して所謂正直なるものは愚の如き感覺を起さしめ道徳上實に好ましきとにあらず。右等の弊は到底租税の免かれざる所とは云へ、餘りに重からざるときならば其害も少なしと雖も一時に巨額を賦課するに至りて盛に藏匿隠蔽等行はるゝを以て其害實に少小にあらず。彼を思ひ之を考ふるも巨額の租税を一時に増加するは其害の大なる亦顯著ならずや。

租税の害其れ然り。然れども論者或は云はん、國債も亦終に之を償還せんには租税を以てするが爲め前述の如き害を免ると能はざるべしと、是れ大に然らず。何となれば國債の償還は一時に爲さざるを得ざるものにあらず、數度に分ちて爲すを得べし、何ぞ必しも其募集の必要を感じしどきの如く一時に巨額の租税を増加するを要せんや。或は政府の都合宜きときに當て還債すべしと定むるも亦爲しがたきにあらざるを以て、尙更一時に巨額の租税を増加するに及はざれはなり。且つ當初巨額の租税を一時に徵收せず、國債を募集して之に代へたるを以て租税の如く國家の發達社會の進歩を妨げざるが故に諸業振進し諸發明其間に起り、改良大に行はれ財蓄益増加し、之を償還する時に及では國富大に増殖する者なり。

國債を有益の事業に使用せば其よりして種々直接間接の利益を與へ、大に國家の發達を助け爲れ、不タゞ、民亦云へる如く人民の負擔力を増さん。ベッタス・タム氏も國債の善結果を論しながら漸々人民の進歩するに依り其負擔を輕減せんことを云ひ。又タル氏も同様なる論をして富の増加する國においては政府經費の増加以資本又は人財の増加より少なき事のなれば國債の負擔は漸々輕減すべしと云へ、余若し夫れ國債の使用にして充分其功を奏せば之より生まる利益のみを以て其償還をなし、我は餘餘りある度を至るべければ毫も償還の爲め租税を増加せざることもあるらん、斯かる場合には前述の害全くなきものと云ふべし。

以上論したるは租税のみを以て巨額の費途に供するの害ある所にして實に國債なき能はざる所以なり。此事に付ても學者已に論する所あれば今其一二を擧んべき事ニ國々、一時に巨額の租税を課して以し人民の資本を徵收せば大に其國力を消耗するものなれば宜しく租税のみを以てせず國債を起して人民の負擔を調和せしむべしと。スタイル又曰く一國國債なまときは現世に對して負擔せしむること多きに異ぐべしと

國債は此の如き利あれども又一方より見れば其害なき能はざるを以て種々反対の論を爲すものあり。曰く、國債を以て事を爲すは眞に之を爲すにあらず後世をして其局を繕はしむるものなり、而して戰爭には多少の名譽添ふものなれば其費用の大なるも宜しく當時の人民之を拂ふべし、又之れが爲め非常の稅を課し其重きを感ぜしむれば爲めに戰爭の難きを覺り漫りに児器の動すべからざるを知らしめ大に人民をして事を憤ましむるの効ありと。是れタリミヤ戰爭の役グラード・ストン氏の説く所にして其他リカード、ヒューム、エストラード、セイ等の諸氏皆同様の論にて、之を概して云へば、國債は、償還を未來になすを以て現世の負擔を後世に残すものにして、恰も父其子に借財を殘すと一般なれば道德上最も好ましからざることとなりといふにあり。且又理財上より云へば、國債償還の爲め租稅を後世に増加するが故に後世の人民を苦め其發達進歩を妨ぐるの恐あり、此故に宜しく現世の人民に租稅を負担せしむべしと云ふに過ぎず。此論たる素より一理なきにあらざれども畢竟亦偏見たるを免れず、若し此偏見を墨守し一切國債を起さず租稅のみを以てせば果して其れ如何。乞ふ之を辯せん

素より國債は諸氏が論したるが如き害なきにあらざるもの之を以て一概に國債を惡しきもの、租稅を善きものとなし、一時の巨額の租稅を増加する策の得たるものにあらず。抑租稅は前に論したるか如く其害實に少からず、況んや一時に巨額を増加するに於てをや。假令道德上現世の負擔は現世に課すべきものなりとするも爲に國家に非常の妨害を與ふるのみならず、加ふるに又正者をして大に苦しましめ不正者をして姦作を凝らさしむるを見れば同く道德上好ましきことにあらず。且又一步を譲り償還の爲め後世の發達を妨げんとを慮り一時に巨額の租稅を増加すとせば已に弊々したるが如き非常の妨害を與へ大に現世の發達を妨げん、現世の發達を妨ぐれば之に次ぐの後世如何ぞ能く發達するを得ん。後世を慮り之に負擔を残すことを恐れ餘りに現世を苦ましめ却て後世の進歩を害するが如きことあらば是れ後世を虚らざるものにして愚も亦甚しきとならずや。之に由て是を觀れば國際を起さずして代るに租稅のみを以てするは反て大害あるものなり。而して國債の償還は必ずしも一時にするを要せず、其害は前に論したるが如く存外少小なるのみならず、或は反て之が爲めに利益を受け毫も害なきとな

きはあらず、國債にして能く其功を表せば後世を苦しましむるものに非ず、反て後世を恵み永遠の利益を與ふるものなり。已に國債の爲め後世永遠の利益を蒙らば其償還の負擔を分譲せらるゝ何の難きことか是あらん。又分譲せしむるも何ぞ道德に反するものと云はん。ミル氏の如きも論して曰く其益後世に及ぶものにして其費用若し現世のみにて拂ひ盡すべからざるときは後世をして其幾分を負担せしむるを敢て不正にあらずと。此故に國債を継する道徳論も時によれば恐るゝに足りざるなり。

然り而して古今の歴史を考ふるに國債の爲め後世非常の害を蒙れるもの少ならざれども是れ其方法を誤りたるに據る者にして之を見て直に國債を非難するは失錯を以て正論となすもの思はざるの極と云ふべし。學者中にも往々歴史に關りて國債は唯戰爭の時のみ起る者の思はざるの極と云ふべし。學者中にも往々國債は戰爭の先導戰争は國債の先導なりと云ひ。アダム・スミス、カート・ゼイ等の諸氏皆國債は戰争の爲め起る者の如く思へり。如何にも史を閲すれば國債の起因は多くは戰争に在るものにしてヨーロッパ氏の國債史に英國の國債中借

に「一方二ヶ月三錢」を工事に充てたりと云ふも不可なしとあり。然れども國債は決して戰争の爲にのみ起るものにあらず、有益の大工事を起すに當り之が資本の爲に起るものあり。已に我が中山道鐵道公債の如き大に利益を後世に與ふる者にあらずや。又前の如く戰争の爲めに起るものといへども其方法宜きを得ば決して大に後世を苦ましむるものにあらず蓋に一二の實例の以て全軒を非難すべきんや。如此は論理學の容れざる所なり。

第三 國債は平素巨額の非常準備金を要せざるの利あり

租稅は財政困難の急に際して其用を便せざると又一時に巨額の負擔を現世に與へ爲めに國家の發達を妨くるとを恐れながら尙國債を起すを欲せされば平素非常に備ふる巨額の軍備金なき能はず。是れ古より諸政府の設けし所にして今も尚之を有する者あり、乞ふ先づ其史を略敍せん。往古アゼンの政府はマルツヤの戰争則ち紀元前四百九十年よりペロボンナサスの軍則ち紀元前四百四十六年迄の間に一方タレント即ち大約千一万圓を備へ。ローマに於ては奴隸免役税として其價の二十分の一を課し之を非常準備金となし或は外敵より分捕物あれば之

をナルンの殿堂に蓄藏したり。其後アガスチヌ、タイベラス、エスペニア等の諸王皆此設をなせり。佛國の如きも昔日は諸王皆非常準備金を設けて之を子孫に傳へたり。又普國はフレアラック第二世帝の即位に當りて八百七十万ターラ即ち大約六百五十二万五千圓の準備金を其父フレアラック・ウカリヤム帝より受継き今も尚ほ千八百七十二年佛國より要求したる債金の内一億五千万フランクを準備金となせり。非常準備金の古今其設ある斯くの如しと雖も文明國にして方今此設あるものは唯普國のみなり。

夫れ非常の事起り巨額の費用を要するに際し其備なくんば國債を起すか租税を重くするかの一を取らざるべからずと雖も、昔日國家興亡の不定なる時に際しては其信用も薄く政府に貸付くるもの少なかるべく、且又一時に租税を重くするとも難かりしならんか。加之戰國の世に當ては何時如何なる事の生ぜんも期し難き等、爲に平素非常の準備金を設くるは或は止を得ざりしなるべし。

然り而して方今迄之は國家は昔日の如く容易に頽覆滅亡するものにあらず、隨て其信用竭済れば事あるに随て一時銀行より借入るゝか、或は通例の國債を募

集するも難きにあらず、殊に方今外交日に開くるに當ては外國より借入るゝも亦容易なり。且平素貨幣の制度をして銀圓ならしむるときは不換紙幣を發行するも爲し能はざるに非ず、或は租税を重しう其收入に先ちて大販省證券を發するが如き等文明歩を進むるの今日に當ては非常準備金は昔日の如き要用ならざるなり

當に要用ならざるのみならず却て弊害あるものなり、其最も恐るべきものは則ち濫用是なり。試に目下不用の巨金を徒らに眼前に積むとせよ人情誰れか終に之を濫用せざらん。素より其精神は非常に備ふる爲めなれども眼前巨額の金員を有し、而して差し向之を使用するの途もなく徒らに金庫に確藏するが如きは實に人情の譏へざる所にして舊時の見込みにて之を使用するは勢の免かれざる所なり。今之を一個人に喰へんに、人若し準備金として空しく不用の金員を有さば十中八九は眼前の愁に迷はされて常情終に濫用せざるものなかるべし。其損得を直接に感する一個人に於てすら尚且つ然り、況んや政府に於てをや。是れ非常準備金の害たる其一なり。

是夫れ巨額の金銭を徒然に蓄藏するは財政上愚も亦甚しければ宜しく之を運轉し又以て利益を取むべとして本ら能用し、既て政府のなすべからざることをなし人民に侵すや商業を營み、而して決より政府の仕事なれば其損得を直捷に感する一個人の難に先すれば甚少なるを禁じきは却て損失を生し、爲に経費を増すことなきを保全す。然れども斯の如きは素より私利の爲に運用するものに比すれば其精神は異すべきと雖も如何せん其結果は大抵意の如くならずして到底始めより政府は政府本けの職を致し資本の運轉を試みざるに若かず。且夫れ他に運轉し居れど非常の時に當て急に其資本を引上げ之を使用すること難かるべく、非常準備の實空しきに至らん。是れ非常準備金の害たる其二なり。

且又準備金あれば一時流用するを厭み、經費も節減すべきものを節減せず、事物大變定費を生し、或は徒然に不急の工事を擧して當局者の功を見はさんことを計り者その他の權柄を握るるか爲に結局經費を増加するに至らん。是れ非常準備金の害たる其三なり。

加あるに又準備金あるときは之を傍んで無事に覺器を弄し難むれば是端を開かんとし小事に由て戰争を起し大に外交を損し、隨て商業を衰弱せしめ國家の發達を妨くることあり。是れ非常準備金の害たる其四なり。

又世の奸商等は絶えず政府の鼻息を窺ひ、頻りに賄賂を齎らして準備金を借出さんことを計り、或は不急無用の工事を起さしめ以て之を引出さんとを考へ、種々の方法を以て官吏又は代議士を寵略すべし。是れ非常準備金の害たる其五なり。貞しや以上陳述したる五害は起らざるものとなし、眞に準備金として政府に確守するものとするも尚又一害あり。抑も巨額の流通資本を空しく庫中に蓄藏するが如きは最も理財學の取らざる所にして喻へば猶壯健の労力者にして徒然に午睡するが如し。若し之を充分使用すれば國家は其丈けの富を増し、其發達進歩を助け人民の幸福を増加すべし。然れども政府此目的を以て運轉するも却て損失を生ずるものなれば宜しく準備金丈けの租稅を減し人民をして直接に其運轉となさしむべきなり。若し右の租稅を減し、人民をして其運轉をなさしむれば物價下落し、生產を容易にし、爲に國產を増殖し百般の工業を進歩せしむるに至る。其結果を以て政府が運轉するものに比すれば其差實に雲泥も啻ならざるべし。是

れ眞に理財上の得なり。又夫れ斯の如く國產増殖し、工業振ひ社會進歩すれば國力隨て増し、貿易減少して大に國家の改良を致さん。是れ眞の政治上の得なり。此故に非常準備金を政府に蓄積するは何れの點より見るも益なきのみならず却て害あるものとかるべき。

非常の時を想へば其準備なきあたはず、非常準備金を設くれば亦其害を免かれず。然らば乃ち如何にして可ならんか、曰く時あるに随んで一時に租税を増加せんか、曰く到底急速の用を假ならず、又巨額に至ては其害實に甚たしく國家の爲め経済するを如何せん。然らば乃ち何ぞ前の數害なきものにして非常の時に際し能く其用を假するものぞ、曰く國債是れなら。國債と租税との利害は已に略々したれば又此に費せずど誰も是れ國債の利と稱すべきものゝ第三次なり。

第四、國債は人民自らなさしむべからざる、及其なさざる、或はなすあたはざる事業をなすもの利ある。

夫れや國の大工事に至ては到底政府にあらざれば着手成功せざるものあり。是れ新たに街道を開き山嶺を切り渓谷を横め大橋を架し渠河を掘り海岸を築き港湾

を浚ふ等其他容易にあらざる工事の謂にして此等の如きものは中々一個人の爲しむる事とあらず。而して民間を會社を立てゝ之をなすも成功の後其報酬を得るを目的とするか故に一々通行するものより通行錢を取るべく之を取るとせば實に開拓も甚少なからず。往來繁き所に至ては一層甚しく此の如きの通橋河港等其便益未だ充分なりとなすべからず。試に銀座日本橋等を通行するものより一々通行錢を取るとせよ其不便困難云はずして明ならん。斯る類のものは天下の公私に關するものなれば宜しく自由に往來せしめ充分其便益を與へざるべからず而して之を與ふるは唯政府手を下して工事を起し成功的後自由に通行使用せしむるにあるのみ。如此にしてはじめて運輸の便を開き生産費を減少し物價を下落せしめ大に社會の進歩を助くるなり。然るに若し之を私立會社に放任すれば通行錢を取るを以て人民は大に其手數を厭ひ幾分の労力は無益に費するゝか故に運輸の便は之を政府に因て爲されしものに比すれば少なきものなり。然のみならず人民の手に要用なる通橋河港等を歸せしむるは政治上亦甚弊にあらず。若し通橋河港等の最も要用なるものをして人民の手に歸せしむば之を所

有する者は通行人に對し種々不公平なることをなし唯私利に走て公益を思はざるべし。且つ走れ道橋河港等は容易に金つべからざる事業なるを以て之を所有する者は實に專占する者なれば他に競争する者なきか故に隨分我儘をなし種々の弊害を生レ一國の經濟上より見れば最も好ましからざることなり。是れ猶逸政府の鐵道を官有にする所以の一にして我國に於ても亦私立鐵道の弊なきを保せず。然れども鐵道の如きは素より無質にて行くものならされば或は人民の手に歸するも可ならんが道橋河港等の最も要用なるものは到底政府之を起工するの外なし

假に前述したる諸工事を人民に放任し能く其功を奏すとするも然るときは唯最も利益多きもののみをして利益の少なきものは之をなす者なかるべし。今一二の例を引かんに道路の最も通行繁く隨て通行錢の多く收入するものは進て工事を起すべけれども通行者少なく收入多からざるものは着手せざるべし。此の如くは之を如何ぞ完全なる運輸の途を開きたるものと云ふべけんや。抑も一國運輸の途を充分ならしめんには四通八達なるを貴び唯に中央の道あるを以て足

れりとせず。假令平素通行都街の如きにあらざるも苟も運輸の途となるべきものは具備せざるべからず然らざれば物の潤滑を失ひ充分の事をなす能はず又夫れ目下格別の利益を與へざるも後世永遠の利益を與し未來の進歩を助くるものゝ如きに至ては尙更目前の利多からざるが故に私立會社のなさる所にして政府にあらざれば着手するものあらざるべし。抑も後世永遠の利益を與すは現世に取りては愚の如きものなれども國家は現世一代のみにて終るものにあらざれば未來を思ひ後世を慮り成べく其進歩を助けざるべからず况んや後世のみを利するものにあらず現世も幾分か其益を受るものに於てをや。此故に苟も後世永遠の益を與すものにして現世の負擔も左のみ重からざるものならば政府宜しく着手せざるべからず

以上述べたるは人民をして自らなさしむべからざるものと又其なさるものとにして共に政府の干渉を要するものなり。右の外尙人民をして自らなさしむべからざるものにして又人民も自らなさるものあり。是れ砲臺塞壘等の謂にて人民をして如此きものを建築せしめば是れ已に一國軍務の事を人民に放任した

るに一般其危險なること知るべきなり。故に斯る類のものは決して人民に放任すべきものにあらず又人民も之を錢きたればとて道橋溝渠の如く通行錢を取ること能はざれば自ら造り起工せざるべし。此故に比隣強敵あるが如き國若しくは政事上至急に軍備を要する時に在ては宜しく政府速に着手せざるべからず又我國も海陸開拓のとき其理財上の損益は勿論又政治上の得失を考へざるべからざるものあり。夫れ北海道は強奪と接すること唯一草木を隔つるのみ。若し之を早く開拓せず放棄して顧各ことなくんば必ずや復唐太の轍を踏むに至らん。然れども開拓の如きは非常の大事業なるを以て之を民衆に放任するも容易に着手するものあらざるべし況んや至急を要し事政治上に關するものに於てをや

然りと雖も如此事業は容易になし得べきものにあらず必ずや巨額の資金なき能はず。巨額の資金如何にして誰く之を得べき乎先づ尋常の經費を節減して以て得ん等至難に至ては未より足らざるなり。富有財産を擲下んか容易に貰ふものなく兎走大の財産なる政府に在てはなす能はざるなり。然れば租稅を増加して

以て之を徵せんか幾分を租稅に徵するは可なりと雖も巨額に至りて全額を之に徵せは其結果は己に輪したるが如く事業の爲めに利益を生するも重稅の爲に妨害を蒙るべし。彼を考へ是を思ふも畢竟國債にあらずんは能く之を譯るの遠なからん。抑も國債を募集すれば民間の蓄積金及浮金を引出し方法宜しきを得は格別の影響を與へずして巨額の資金を得而して人民隨意に申込ものなれば租稅の如く壓制を以て貧民を苦しむことなく最も適當の方法と云ふべし

然れども人或は云はん斯の如く此せは可は則ち可なりと雖も國債は到底後に至て償還せざるべからざるものなれば現世の負擔を後世に遺すものにして最も道徳に悖るものなり。是れ己に業に喫々論辨したるが如く敢て恐るべき狡猾にあらざるや知るべきなり

第五 國債は社會の發達を助け人民をして自ら大事業を爲さしむることを誘導するの利あり

幼稚の者をして早く發達せしめ能く自ら大事業をなすに至らしめんには宜しく他より扶助誘導する所なかるべからず若し其自然の發達に任せ放棄して顧るこ

となくんは或は充分發達せざるべく、良し終には能く發達するも其進歩速ならざるべし。今世の兒童をして其自然の成長に任せ他より扶助誘導することなくんは非凡の者にあらざるよりは能く早く發達するものあらざるべし。之と均しく人民も亦幼稚のものに至ては他より扶助誘導を要するや明なり。而して之をなすものは即ち一國政府にあらずして誰ぞや。故に人民幼稚にして自ら大事業を起すの力なきときは政府先づ進て之をなし大に其便益を得せしむべし。此の如くにせば社會の發達を助け人民を誘導して遂に自ら大事業を起さしむるに至らしむるものなり。

今一例を舉んで夫れ人民未だ鐵道の便を知らず徒らに無益の日子を運輸に費すの國に在ては素より人民自ら之を布設するものなれば政府先づ工事を起し以て其便益を知りしむべし。人民にして一度鐵道を見ば其便益の大なるを知て大に誘導せられ終に自ら進んで之を設くるに至らん。日本の如きも維新後未だ幾ばくもなく百事多端國庫豊ならざるの時に際しながら政府進て京濱の鐵道を布き大に便益を世に示じた矣、實より其費用の如きは今日より見れば或は高きに過ぎたることなきにもあらざるべけれども當時に於て政府銳意業を起さずんば成は人民自ら爲すものあらざりしならん。而して京濱の鐵道成れるが爲め大に運輸費を減し、國家の發達を助け、又之が爲めに誘導せられて終に日本鐵道會社を初め諸所に民設鐵道起ぬに至れり。如此は實に政府の扶助誘導其當を得たるものと云ふべし。然れども其費用は已に繚々したるが如く國債を起すにあらざれば到底好結果を得ること能はず、國債有て始て眞の利益を得るものとすれば則ち國債は社會の發達を助け人民をして大事業を爲さしむることを誘導するの利ありと云ふべきなり。

第六 國債は蓄藏金及び浮金を使用し一國の金融を助けるの利あり

國に巨萬の金幣ありといへども唯空しく庫中に蓄藏せられんには百般の事業は爲に些少の助けをも蒙ることなく之に因て國產も繁殖されず國家社會の發達進歩も扶助さるゝ所なく徒に開墾せざる金坑を所有すと一般、恐も亦甚しからずや。然れども之を使用するの途なければ亦如何ともすると能はず、損失の危険を恐れ自ら資本を下して事業を營み其利益を計るの氣力なく坐ながら心身を勞せずし

て利益を收めんとする者の中には、至ては充分確實にして損失の恐れなき者にあらるれば、蓄金團を使用するよりかかるべく必ずや徒然之を蓄藏すべし。之を徒然に蓄藏せしめあらんとせば必ずや先づ其使用の途を開かざるべからず。而して其使用の途は損失の恐なく充分確實ならざるべからず。他人に金圓を貸與し之より利子を取らんとするも一個人の貸付に至ては性々身代限り過度額あらず隨分損失多く、或は終に全く之を失ふことなきにもあらず。又催促訴訟するか如き手數少からざれば其勞も亦厭ふべし。さりとて會社組合等も亦一個人と異なることなく閉店身代限り等損失の危険少なきにあらす。己に個人に貸與するも又會社組合等の様に入るも損失の恐なく充分確實のものにあらずと故に如何なる邊か能く此輩が其金圓を使用せしむるを得べき。日く公債證書是なり。夫國庫債券に述べたるか如く借用薄き政府にあらざるよりは通常の私債より延年用賃多き也。政府なれば一個人又は會社組合等の如く身代限又開店等の爲め借主をして全く損失に被せしむる如きことなけれは一個人又は會社組合等を儲せあるもの公債證書ならば安堵して之を買入れ其蓄藏金

を使用すべし。此故に國債は則ち此輩の蓄藏金を引出して之を使用する効あり

る。即ち本稿題頭に記す。

來で略傳國庫等遠なき浮金の如きも之をして暫時たりとも空しく不用に貯せしむる國庫債券先だ手を以て殖益の途を求めるとして獨に一個人に貸與せは往々危險なるのがならず、期限に因りては其入用の時に當り隨意に之を取戻すこと諭はアリ。又少額で會社の株券も多少危險なまにあらざれば之を買ふも好ましからずと忠告雖ば公債證券なれば危險なく風呂金銭の入用なるときは之を賣るの便善か。然のみならず一國の經濟上より見るも一時の浮金を引出して之を使用せば爲に無余の利益を生し、後又其證書を賣て其金圓を有益のことにつけて使用し他の蓄藏金を引出せば其證書を買はしむれば一舉兩全誠に妙策と謂つべし。如此きは餘り經済余裕して唯理論に走りたる如くなれども實際今日行はるゝ所なきはあらざるなり。

殊夫一個人の小資本のみにては一事業をもなすことを能はざるもの之を集結して巨大の資本とすれば大事業を起して大に利益を生するとを得るものなれども先

にも述べたるが如く會社組合等にては信用薄きを以て少しく危険を恐る。資本家は其資本を出し之を集結することなかるべく、唯國債なれば進んで其募集に應するもの多く爲に小資本を集結するを得べし。

前の三利あるの外、人民にして一たび其蓄蔵金を使用する途を得は是より誘導せられて徒らに蓄蔵するの念慮漸く薄らぎ公債證書外の事にも能く開發して資金を使用し、終には會社組合等を立つるにも至るべく大に人民の進歩を助くる者也。以上陳述せじが如く國債は人民の徒らに蓄蔵するものを使用し、終には誘導せられて人民自ら之を使用するに至るものなれば隨て大に世の金融を開くするの利ありと云ふも敢て不可なることなし。已にピント氏の如きも國債の金融を助くることを諦したり。

第七 國債證書の精神を獎勵するの利あり

徒らに金圓を蓄蔵して使用せざることの愚なるは已に述べしか如くなれども凡そ貯蓄は經濟上最も要用なることにして毫も貯蓄することなくんば能く事業の盛大開拓の増殖を圖ること能はず。若し徒らに金圓を費して之を貯蓄せんば如何ぞ能く資金を得て以て事を爲すを得んや。此故に徒らに蓄蔵して使用せざるは愚の至極れども之を使用する見込を以て貯蓄するは最も要用のことなりとす。然れど誰も危險ありて而して利少なきものならば貯蓄するもの少かるべし。此故に貯蓄の精神を獎勵せんには先づ危險少なくして利益あるものを要するは必然のことなり。而して今公債證書を見るに安全にして相應の利子を生し、而かも之を賣却すれば何時にも現金となすことを得るものなり。此故に養老金、教育金の如き左のみ屢々現金の引出しを要するものであらざる類には公債證書を購入するを過審なまえず。且又公債證書は一財産にして唯銀行に貯金を預くるよりも財産よく彼は利あるものなれば之が爲めに獎勵せられて貯蓄するもの少なきにあらざるべし。

以上述べたるか如き解なるを以て公債證書の額面小なるか、又は其拂込を數度小額にして少しずく貯蓄すれば一債主となることを得る程なるときは爲めに細民も大に獎勵せられ充分儲値して貯蓄するとを勉むべし。今實例を擧て之を示さん

此後の保庫は英國を拠点とする僕を募るが爲め發行したる五十億ルーチランの
債權は其利子を四厘とし百フランの額面を以て實價八千圓ラウンド十サルチー
以此處で市價六成を取る事一千圓の保證額を充てしも其後は庄々度々五十サ
ルチーを換り三才度の割拂となしたりしが人民も如此少額なれば隨分節約され
ほ惜しいを嘆息を擰へじさて貯金頭の低利なるが爲め左のみ貯蓄せざりし者
公為め儲蓄頭を失墮の割拂をなし大に貯蓄心を萎縮したる事無く其の如
交換頭の時機を以て購入する事は右の如く額面を小々も拂逃を數度小額貯蓄すの
外販賣頭の時機を以て總中通高裏集高を超過すと雖も割戻を奢求せざるが如
其特權を喪失する危機じとす。如れにせば假令如何に申述萬起過す事も其細民の
申述が甚だ難く其の如くの如くの如くの如くの如くの如くの如くの如くの如くの如
書文を取る事も其の如くの如くの如くの如くの如くの如くの如くの如くの如くの如
第八卷國債等外國債資本を廣く富財を増加し其利益を生じ又金融を勵ふるの
る事甚だ難く其の如くの如くの如くの如くの如くの如くの如くの如くの如くの如くの如
國債の募集に應ずる者は當に内国人のみならず外國人等亦之を應ずるを以て已

に第一章に於て述べたるが、抑も外國人より資金を借入るゝは最も要用なること
にして是れ國債の利と稱すべきも觀よしなり

夫れ他無外資急む借入れ之を使用以て僕益を生じ富財を増加し其利益富財より
右の元利を擴張せしは天下之より大なるの甚かるべし。國債にして外國より
借入るゝ事もは猶か走る十般其使用宜しきを得其直接間接の利益を以て之を償
還する如得國即ち自國の資本なりして能く富財を増加し大に利益を生ずるもの
なれ。例へば外國債を募集し之を以て鐵道を有き能く其功を奏じ爲めに運輸の
便を聞き取ひ人智の發達を助け百般の事業之が爲に攝ひ國家社會之に因て進歩
其本益を以て廣く外國の新規も其益實甚太なれどや
次第又政廣内國對於では資金を募集し趣を場合に於て外國より之を借入るゝこ
とを得る利権を其一千七十三年土耳其の國債の如きは其首府コンスタンチノ
ブルの國債資本家陳建也と莫基集に應する者ながらしも英國及英國の資本家は之
に應する者も是れ專對に兩國を以て資本を融通ひて内國船では土耳其より仕拂ふが

如き高利を得ること能はざるを以て危險を使して貸出したるものならん。夫れ斯く内國にては募集すること能はざるもの外國より借入ることを得て財政の困難を救ふを得は其便益素より少からざるなり。

外國より資本を借入ること前述の如しと雖も一國政府にあらざれば容易に巨額の資本を一時に外國より借入ること能はず、已に本章の始めに於て述べたる如く一個人よりは政府の信用厚きものにして其負債なれば一時に巨額を貸出するあるべけれとも一個人にては斯の如き都合には行かざるものなり。更し少々の借入をなすを得べきも其信用薄きか故に國債よりは高利ならざるべからず。故に一個人能く政府に代つて外國より借入ること得べしとするも政府の借入よりは利子高く、一國の經濟上より見れば利益少なきものとす。又一個人の私債には種々の手數を要するのみならず其證書は之れを賣買すること難く債主に於て彼是不都合少なしをせず。然るに之に反して國債は唯印刷に付したる證書を買ふ耳にして其手数頗る容易にして誰も之を盛に賣買することを得べし、是れ債主に於て大に便利なるものならず。斯かる理由あるが故に許多の人も一時に

之か募集に應するとあるべし。此故に到底國債にあらざれば巨額の資本を外國より借入るゝと能はず。日本の外國債の如きも政府なればこそ能く之を募集するを得たれ人民にては到底當時に在て借入るゝと能はざりしならん。

外國より資本を借入るゝことに關して國債の利あること其れ前の如しと雖とも古來外國債を非難するもの少なからず。外國債は利子を外國人に拂ふものなれば大に不可なりと云ふ說あれとも前にも論したるが如く外國債に因てなしたる事業の直接間接なる利益を以て元利を拂はんには何の不可か是あらん。又外國人より國債を募集せば始終外國の負債者とならざるを得ずとの說もあれども國債はたゞ最初外國人の手に募るものと雖とも信用厚ければ復内國に戻るの傾きあるものなり。之れ他なし、政府を信し、又其實情を知るは素より内國人、外國人よりも優るものなれば其公債證書の價格は終に外國よりは内國に於ける方高きものとなるが故に之を所持する外國人は漸々内國へ賣込み又内國人も進て之を買入るれはなり。今實例を舉て之を證せんに、千八百七十年の役後佛國に於て募集したる巨額の國債中外國人の申込をなせしもの少なからざりしと雖も其後佛

國に於て前の公債證書の價格昇りたるを以て漸次本國に歸りたり。又伊國も建國の始め十年間國債の三分の二は外國人の手に在りしも千八百七十七年に至りては僅に四分の一若しくは五分の一となれり。米國の如きも亦千八百七十二年に於ては巨額の公債證書を外國人に所有されたりしが後ち大に戻りたるか如き等其例實に少なきにあらず。

第九 國債は政府の信用の度を標するの利あり

政府平素國債を負ひ、其證書内外の貨幣市場に在て價格を示すときは則ち其相場によりて政府の信用の度を知るを得べく、爲に一朝其募集を要するときに當て収め其利子歩合を知るを得べし。又一朝事あらば能く國債を募集するを得べきや否やを推知すべく、然のみならず内外人民兼て公債證書に慣るときは先きにも述べしが如く、信用の度を知るを以て躊躇せずして速に申込みをなすべし。

夫れ國として内亂外寇なきは保すべからず、就中腕力世界の今日に在りては片時警戒を怠るべからず。而して若し一朝事起り非常の費金を要するに際せば已に樂々したるか如き、國債に因て之を得ざるべからず。然るに政府平素毫も國債な

く、公債證書世に在らざれば先づ其信用の度は如何なるものか内外の國人能く之を知らざるを以て如此政府に貸出さんには少しく躊躇する所なま能はず。又政府も如何なる利子を付して適宜なうんか速に決定すること能はされば彼是急速の時に際しては、其不都合少なしとせず。之に反して平素公債證書世間に散在し其價格に因り政府の信用利子の歩合等を知り居れば人民も之に因て直に募集に應し、政府も亦之に因て速に利子歩合等を定むるを得べし。是亦國債の一利にして其用なきにあらず。

國債の利あること夫れ上來論述せしか如くなれども素より利のみあるものにあらず、其害も亦少なからざれば是より更に之を列擧せん

國債の害失

第一 國債は現世の負擔を後世に殘すの害あり

國債の負擔を後世に殘して之を苦しむるの害は最も著明なるものにして是れ古來學者の國債を非難する要點なり。夫れ人として己が負擔すべきものを其子孫に残すが如きは德義に悖りたることにして其負擔を蒙りたる子孫は眞に不幸の

極と云はざるを得ず。一國も亦之と同じく前世の負擔すべきものを後世に残されなば其不幸少なからざるべく、ましてやミル氏も云へる如く後世は又後世の負擔すべきものあるに於てをや。抑國債を償還するもの多く租税を以てするが故に若し之を残さるゝときは必ずや後世の國民は重稅を負はざるべからず、重稅を負はざるべからざれば物價は騰貴し利益は減少し資本は外出するに至らん。其れ如此にして如何ぞ國家の發達社會の進歩を妨げざるを得んや。唯德義に悖るのみならず又一國盛衰の上より見るも忍すべからざるものなり。

然れども巨額の國債を現世に於て悉皆償還するは困難少ならず、又實際能くすべきからされば人情之を後世に譲り、終に前述の如き害を來すもの多し。今諸國の國債を見るに其十中八九は前世よりの引繼に係り現世の發行せるものは僅々に過ぎず。就中英國の如きは最も著しこす然れども前に第二の利に於て述べたる如く、現世と後との負擔を分ち、又第四の利に於て述べたる如く、後世國債の爲に永く利益を得、之を償還するも格別負擔として苦しむ程にあらざるときは素より前述の害も少なしと雖も國債は必ず右の如き場合のみに起され、又右の如き好結果

を生ずるもの耳にあらず。或は豫定の如く工事成功せずして後世に利益を與へざる國債の如き、或は一朝事起るの時に當り毫も租税を徵せずして慢りに發行したる國債の如きは前述の害最も甚しきものなり。而して如斯き國債は古より少なしとせず。夫の英國が合衆國獨立戰爭の時其費用を専ら國債に取り、又佛國がクリミヤ及伊太里戰爭に際し増加すべき租税を増加せず、故なくして國債を後世に残したるが如き實に其例なり。其他古來諸國の國債には前述の如きもの往々ありて終に學者をして國債は負擔を後世に残し大に之を苦しむるもの耳なりと誤信せしむるに至れり。アダム・スミス及びリカード氏の如き皆此類の學者なり。スミス氏の如きは國債は未來に再生産の望みなく無益に費さるゝものなりと云へり

國債にして一度負擔を後世に残し、其額巨大なるときは到底盡く之を償還することあたはざれば必ずや亦之を其後世に残すべし。而して其後世も亦之を未來に譲り終に其止まるところを知らざるに至らん。斯の如きは勢の然らしむる所にして實際諸國のなしたるところなり。已にルニューム氏此事を論して曰く「後世の子

孫償還をなすならんと信じて國債を起せば後世の子孫も亦祖先を見習ひ其子孫に依頼し終には唯祖先に借ふにあらず止むを得ずして又其子孫に依頼するに至るべし』と

國債の後世を苦しむことに付きては論者多く言あり。ユストラード氏曰く『國債は國家後世の財産迄政府に徵收するものなり』と。バックススター氏曰く『國債は未來の收入及所得の書入にして後世の財産及所得に負擔を残すものなり』と。父ガリニー氏の如きも最も此害を説き、其他アダム、スマス、カート、ボーウェン、グラードストレイン氏等皆大に之を痛論したり

租税を以て事をなせば命令充分の功を奏せざるも其害其困難は現世の害現世の困難なれども之に反して國債を以て事をなし。若し充分の利益を生ぜずして其の償還を後世に残せば其害其困難は永く後世に係るものなり、謹しまずんばあるべけんや

第二國債は租税を増加するの害あり

國債は右より取りて左へ移すものにあらず、之を司ざるの役員之を拂ふの費用を要することは已に論述したる如くなるが、其費用は素より其役員ある以上は其俸給の如きも如何して之を得べきか、必ずや政府の收入を増さざるべからず。政府の收入之を租税に徵せざるを得ずとすれば此費用を支拂ふが爲に幾分の租税を増加せざるを得ず。リカード氏云へらく『國債に代ふるに戰爭税を以てすれば國債事務を司ざる館舎を建築することなく、又之を拂ふ許多の役員を要せざるを以て國債に關する経費丈けは除くことを得るものなり』と

又夫れ租税なれば利子を拂ふことなけれとも國債は大抵之を附するを以て政府が實際借入れたるものよりは餘計なる金額を拂はざるべからず。而して其元利金支拂は大概租税に依るものなれば利子丈けは餘計なる租税を増加せざるを得ず。今一億萬圓の國債を起し、之に年六分の利子を付すとすれば其償還は一ヶ年後にも一億六百万圓なり、况んや永期のものに於てをや。然るに最初に一億万圓を租税に徵さば其租税は唯一億萬圓にして止まん。此故に彼是比較すれば國債は到底利子丈ケ餘計なる租税を増加することを免かれず

國債論 第二章 國債の利害得失

如き例は實に枚挙に遑あらず。我國の如きも年々國債償還に供する爲め幾分の租稅を徵收するものならずや。此く國債の爲に租稅を増加するは最も大なる害にして國債を非難する者皆其論鋒を此に萃むるものなり。佛相コルベヤ氏も國債は之を起せば之を償還せざるを得ざるが故に、國債愈増加すれば租稅益増加し殆ど其止まる所を知らずと云へり

租稅を増加するの害たることは已に屢論述せる如しと雖も尙之を察収すれば生産費を増し、物價を高うし、利益を減少し隨て資本を外出せしめ一國の生産を減じ、百般事業の改良を妨げ、大に國家をして衰弱せしむるものなり。租稅の増加に於て斯の如き害ありとせば即ち其增加を致さしむるの國債は其害を與ふるの根本といふも不可なし。此に於てかトヨーム氏曰く「國債は其償還に充つる租稅の爲めに物價を上げ貧民の負擔をして重からしむ」と。ベックスター氏曰く「國債は其償還及利息仕拂の爲に有害の税を生じ一國の生産を減じ其發達進歩を妨げん、南北戰爭後合衆國の如き最も此害を蒙りたり」と。クリーレー氏曰く「國債は英國、美國佛國に於けるが如く、物價を驟貴せしむるの傾向」と。エストラード氏曰く「國

債以物價を高からしむるが故に輸出を減す」と。其他アダムスミス、リカート等の羅底音開闢の說を爲せり。而してベックスター氏の如きは國債は一國事業の發達を妨げ、其他國と競争するに於て不利なることを說て曰く「競争の勝敗は租稅の多少に關るものなれどして租稅の多少は即ち國債の多少に因る。國債少なき國は事業大に振ひ其競爭に於て大なる利を有するなり。今や英國、米國、佛國は實に三大商工國にして今日に在りては英國其第一流を占むれども米國は頗りに國債の償還をなし。又佛國は未だ巨大の國債なるを以て共に大に發達するの望みあり。英國若し常に今日のどども巨債を負ひ居らば如何ぞ長く共に競爭するを得んや」と

國債の租稅を増加するの害それ斯く大なり。而して尚唯單に租稅を増加するのみならず、亦バーチャル財の云へる如く國債の爲に増加されたる租稅に付まても其額の費用と手數とを要するを以て二重の損害を與ふるものと云ふべきなり。

第五、國債は資本の起當を亂し、更にを滅失し、人民自ら大事業を起すことを妨ぐる害の事

前に第六の利に於て述べたるが如く、徒らに蓄積して使用されざる金圓より募集するの國債は其利益最も大なるものなれども國中に在て實際使用され、又是より使用あるべき資本の中より募集するときは其害如何ぞや、今其れ之を論述せん。押キ資本に二種あり曰く、固定資本曰く、流通資本是れなり。固定資本とは製造場及び機械等の如き其用屬にして久しきに堪ふるものと云ひ。流通資本とは之れに反して其用一度にして盛くるもの、即ち薪炭及ひ諸材料并に職工に給する賃銀等を云ふ。而して固定資本流通資本と相合して以て生産をなすものにて兩種資本の要用は經濟學上最も大切なるものなり。

夫れ固定資本不足するか若しくは流通資本不足するときは其結果共に經濟上の損なり。即ち固定資本不足するときは之れに適用する流通資本の割に充分生産すること能はずして幾分の流通資本は不用に屬するものとなり。又流通資本不足するときは之を適用する固定資本の割に充分生産すること能はずして幾分の固定資本は其用を全うせざるを以て共に經濟上の損失たるを免かれず。試に百本の薪あれども唯五十本の薪を適用すべき一機械ありとせよ、然るときは百本の

薪は唯其五十本耳を適用するを得て他の五十本は不用に屬せん。又百本の薪を以て百個の物品を生産すべき機械ありとし、之に適用するに唯五十本の薪を以てせば其生産力減じ到底百個を生することあたはざるべし。前の場合には固定資本足らざるが故に流通資本の幾分は不用に屬し、後の場合には流通資本足らざるが故に固定資本は充分生産することあたはざるなり。然り而して今日は貨幣を以て薪炭を買ひ之を使用するものなれば實際は貨幣を以て流通資本と見るも幼げなく、即ち若し百圓を有して唯五十圓を要する機械あるとき、又百圓を要する機械ありて唯五十圓を有するときは前に述べじと同一の損失を來すべし。此故に成べく兩種資本の配當をして其宜しきを得せしめ過不足なきを要するなり。

兩種資本の關係は以上述べたるが如くなれば國中に在て實際使用され、又是より使用さるべき資本より國債を募集せば其が爲め國中の流通資本を吸収し、固定資本との割合を變じ、生産上損失を生ぜざるを得ず。若し國債の額过大なるときは右の損失も亦巨大にして大に一國の經濟に禍するものなり。假に一國の流通資本を一億圓とし、此中より三千萬圓の國債を募集するとするときは乃ち流通資本は

七千萬圓となり、前に一億圓に掛したる固定資本との割合少なきに過ぎ、而て固定資本の幾分は本用に屬し、生産を減じ損失を生ずるものなり。是れ最も簡單なる説明にして間も國債が資本の配當を保すの害ある所以なれども尙過んせ少しく之を説明せん。

國債として鐵道を敷き新道を開くが如き事業に使用せば貰し一時流通資本中より之を募集し其幾分を減ずとも之を使用するに至れば再び資本として世に出で、又事業の益よりして終には大に流通資本を増加するに至るべければ前に述べたる如ほ走めふ恐るべく足らざるもの、如しと雖も決して經營に考ふべきことにある。然より不生産的に消費あるものより減ること萬々にして又純局流通資本を増加するの傾もあるは疑ふべからざることとなれども到底國債を募集すると同時事業擴成る流通資本増加するもの缺あるらず、必ず其間多少の時日を費すものと文先頭を柱とは實に流通資本の減少を感するは必然のことなり。則ち指揮の底千萬圓を以て一大鐵道を敷くさせ其成功に至るは勿論五六年を費さざる事あらず。而して既三千萬圓を千度支事業等す、公用の都度募集とするも

到底真集せし丈けを直ちに流通資本として事業に使用することあたはず、必ずや多少の餘裕を保有すべし。又組合取め流通資本として使用するゝも鐵道敷設事業の費用用ゐらるゝものなれば到底其使用の方向は募集前と同一ならず。又右の事業をなす見る國債を以て唯流通資本としてのみ使用するものにあらず、工場場を建て機械を買入るゝ等固定資本となるもの少なきにあらざるべし。且夫れ鐵道の如きは幾分にても成功すれば明ら固定資本となるものなれば、何れの點より見るも國債は流通資本を減するものなり。唯之を減ずるのみならず鐵道の如き固定資本を増加するを以て割合上一層流通資本の不足を増し兩種資本の割合を縮するものと云ふべし。

以上述べたるが如くなるを以て假令有益なる事業に使用するものなりと第一時流通資本の減少を生ずるは免れざるところにして、若し此不足を生するときは已に論じたるが如き結果を生じ、金融甚だ必迫し、物價大に下落し、閉店破産する者相繼て起り、労力者は多く職に離れ、賃銀は下落し、諸製造所機械の如きも徒らに其營業運転を止み、大に損害を蒙るものなり。假令終には事業の益よりして流通資

七八

本社は業者及び、その間の商賈を増すべし。と略語一則なり。とも前述の如き必迫を生し開
店費を度詰めに於て其額には未だ余裕の餘たるものにあらず。特も古の如く市場に忍
むる業者は資本の配當額既に其割合を算するに因ることはウガルカ一氏の貨幣論
であるまで通へらば「凡そ金錢供給に避れぬじ市場に恐慌を生ずるは投機の爲めに固
定資本と流通資本との割合を算すが若くは之が爲に一則の流通資本を粗織する
諸種物品の兎例を亂し、或部分に於て生産多きに過ぎたるかを表する者なり」と。

支那も「通貨改進資本を以て償還費用限あるべくは不用なる固定資本に變
せむる事無事」との如く、是時も鐵道を業識じて俄に流通資本を固定資本となし、兩種
資本の割合を勘定せしむるが如きを云ふものにして實に千八百七十三年北
米合衆國鐵道計画有能なる通貨改進と後の大平鐵道有能の爲め國中の流通資本
既に一大團定資本を構成し、一時大平鐵道資本の不足を生ぜしに藉由するものなり。
此事就於鐵道各公司の所説を引て曰く「総有諸銀行にありて
各處借款額、其額既經應用されただる資本は借款額本總額の額鐵道社貸付しで貸付金也たり」と。
又鐵道借款は鐵道改進を以て本來鐵道の地盤改良をひどくなされたる事

にして暮れアガス、スミス氏が國家に從來成立したる資本の或部分を損し、生産的労力を保護し、亦其資本を以て不生産的労力を保護するものなりと云ひ。ペーチル氏が募集されし丈母の資本のみならず其資本より生ずべき新資本をも併せて減すべしと云ひ。ペアクスター氏が改良を妨げ、工業資本の發達及び人民の進歩を障碍すと云ひ。カルマー氏が労力者より徵收するものと云ひ。ミル氏が労力者の資本を減するものなりと云ひ。其他諸學者が舉て數ふからざるの非難をなしたる所以なり。此の如くにして政府漫りに國債を起し、民間の資本を吸收するときは人民能く自から大事業を企劃するとあたはざるに至るべし。是れ理の最も勝易すぐれて費辨を要せざるところにして彼の佛國が普國との戰爭の爲め巨額の國債を起したる所を以て見るも知るへきなり。

第四 國債財資本を募集して他の地方の發達を妨ぐるの害あり

鐵道布設、運河開掘等の事業を起さんが爲め全國一般より國債を募集するときは其事業の施行されるまる地方よりも多少申込あるべし、若し之あるときは其申込みをもて着微使用されざる金額より出るをあらざれば其地方の資本を吸收するを

免かれず。然るに鐵道運河の敷壻さるべき地方はたゞ一時國債募集の爲めに流通資本減少せむ迄も後も其地方に於て國債を使用するが故に労力者の需要も左の如く減少せす。且鐵道運河等駿功に至れば其地方最も利益を占め、大に其發達を助け、一時減少したる流通資本も頗失として復すを至らん。此の如きは則ち資本を一方求福集毛工地の地方の發達を妨ぐるものみて亦國債の一害なり。

抑て資本は生産をなすの要素なれば農工商百般の事業皆之を要するものなり。然るに若し巨額の國債を募集し、爲めに資本を減少せば百般の事業其發達を妨げらるゝを云はずして明ならん。

然れども難する者は云はん『地方の農工利潤其資本を以て國債の募集に應し、自から其減少を招くことあらんや』と。是れ一理なきにあらざれども假令農工自ら己の資本を以て國債の募集に應せざとするも世の貯蓄者にして此迄其貯金を銀行に預けたる者、又は其他の資本家にもて前の農工之資本を貸したる者、國債の募集に應する者を爲め大に流通資本の不足を感ずべし。農工は己の資本を以て往々貯する者のみならず、多くは他より借入るものなれば若し其借るべきの資

本國債の爲に蒙受あるときは大に困難を生するは當然のとなく。是れ國債が他の途の如く資本を蒙受する害たる其一なり。又夫以前の如く資本を蒙受するに於ては地方の農工等其通常の事業を損ぐるの害ある。若し失れ國債の真集なくば銀行又は資本家等より資本を借入れ以て種々の収支を取も、有益の新事業を起し、大に其の収支を助くるを許せし。是れ國債の他の地方の収支を妨ぐるの害たる二なり。地方の収支を妨ぐるの害其れ斯くの如し、今實態に付て見るに國債を起すと少なま國に於ては地方の事業大に見るべきものある。之に反むたる國は富一方に偏集む地方の不振を致すもの多し。特筆事務の開拓は最も著者の資本所に於て一國の富の始きも成るべく全國に著しき不平平など、能く餘地方に行を渡ることを要するなり。若し一方に偏集し一方に次第すと、或は國家の繁盛一方に止まり、能く全體の繁盛を得ること能はず。是故國債は過度なる資本は一方に偏集あることを否め、直ぐに該地方に配當をもぐを難ずあたりを亦樂々を俟たきをさせざりあり。

第五 國債は利子歩合を上くるの害あり

前回既述於て國債事業の爲りに資本を減少することを論したるが、次に其減少に關りて利子歩合を上くることを免かんべからざる結果にして是れ亦國債の害たる一なり。特利子歩合は當時の需要と之と供給する資本との割合に因て定まるもの故して、若し此需要増す時は利子歩合上り、需要減する時は其歩合下るもの也。然れども利子歩合も亦同一の理なり。若し此供給増すときは利子歩合下り、供給減するときは其歩合上ると利子歩合は異なるとなし。例へば此迄千萬圓を營業すべき資本もありしは假に二百萬圓を減し、之を償らんとするの需要は依然として減ずるときは利子歩合は上るべく、之に反するときは反對の結果を生ずる也。

此故に著し巨額の國債を募集し、之が爲め膨張せる貨物資本を減少することは必ずや利子歩合上るもの。然れども殊ある此減少と共に資本を需要する額も亦減少する傾向を生ずる事とあらざるけれども、財財の需要減ざるときは前述の結果出現するがかも知れぬ所なり。此事に付てはタル民族して國債にして國

内訳實際使用するも資本より募集せざれば利子歩合を上やるをあたはされども、若し利子歩合主がるに於ては是れ右の如き資本中より募集したるとを證明するもの本も「」。此の如く國債の爲に利子歩合を上げたるは其例少しとせず。

夫れ右の如く利子歩合を上ぐるの體もしからざるは業よりのことながら、今其審を述ぶれば今日百般の事業をなす者、其資本は雖く各自の所有にあらず、大抵他より借入銀通するものにして固と其事業をなすは之が爲めに利益を生じ借入れたる資本の利子を擧ひ、尚幾分か利益の手に變るを目的とするものなれば所謂純益は利子を仕拂ひたる變りなるを以て、利子歩合低くければ純益多く、利子歩合高ければ純益少なし。此故に利子歩合は成るべく低きを要するは勿論のことなり、畢竟純益多きが故に百般の事業駆み等として擧ひ新奇の工業大に起るものとす。

然るに若し國債募集の爲に利子歩合主があるときは生産費増加し、純益減少し、事業構造改組を余念無し、物價下落の際は、

無論、業界走る國債募集の爲に貯蓄を減じ、物價下落の額をあらざればラサルカ

業主の過失也知らず、借入るべき資本の額を減少して以て其下落前と同一の働きを

なすものなれは借財の需要の金額も物價下落と共に減少するを以て利子歩合は毫毛變改を謀るを謀謀を、隨て純益を減するを云々を云ふものあらんが、是れ大に然れども、抑も利子歩合該物價の高下と毫も違ふことなく、同一の割合に高下するもの也あらず。所謂利子歩合の割合を以て物價下りたりとて必しも同じく一分の割合を以て利子歩合下落のれあらざる事あり。之を如何と云ふに、抑も借財の需要有あるものは必ずしも生産事業の資本をなさんとするに起因するのみに限らず、中には從來の負債返還、又は其利子仕拂等資本として借らざる者もなまにあらざるを以て、此資本として使用せざる借財は假令物價下落すとも其要する金額は減ざざるを以て、利子歩合は變化於てか物價下落の割合に下らざるものなり。假令借財の需要皆事業の資本として使用するもののみに係るとするも物價の下落は忽ち一般平則になすものにあらず、必ずや連続の時日あれば其間は大に利子歩合の高さに若しむものあらん。故に何れの點より見るも到底ナモヤカナ氏の云へる如く物價の下落は同時同一に利子歩合の下るものれあらず。然れども業より純益減少するが故に斯く借財の需要も亦減少し、物價終終一趨に下落するに至れば

を難防するに足らず百般の事柔は尙表額し勞力者は尙困難すへし。唯其衰弱因
難を少うするのみにして之を除へば猶人の已に病に罹りたるものを治すと一般、
最初より病を難防するものにあらざる也

を謹防するに足らず百般の事柄は尙妄顧し、勞力者は尙困難すへし。唯其妄顧因難を少うするのみにして之を驗へば猶人の已に病に罹りたるものを治すと一般最初より病を謹防するものにあらざる也

第六回 價は物價を機動するの苦あり

巨額の國債を募集すれば之が爲め此利子歩合を上ぐるのみならず、及之が爲めに物價を煽動するの害なきを得ず。今若し從來一億圓の通貨ある國にして國債募集の爲め俄に七千萬圓に成ずれば物價は必ず下落すべく、反對なるときは必ず反対の結果を生ずべきは勢の免かるべからざることろなり。是れ國債の物價を煽動すとなす所以にして其害や實に少なしとせず

抑も物價は成るべく平定なるを要す、若し俄に下落するとときは之が爲めに商業上非常の損害を來たし、鋪店身代限等續々起るに至り大に諸業の衰頗を招くべし。

然れども素より通貨の減少と共に一般物價も直ちに下落すれば或は其の害も少なかるべしと雖とも實際に就て見るとときは決して如此きものにあらず。其下落にも多少の遲速前後ありて早く下落をなしたる物品を賣る者は最も損害多く、且

き者は反て得あることなきにあらざれとも漸々下落の傾きあるを以て商告は成るべく其仕込を猶豫し進て事業を爲すか如きことなく、商業の發達進歩は大に妨げられ生産も亦隨て減少するを免かれず。

且つ夫れ物價のみならず負債の返済上に付きてても大に變動を生ずるものなり。例へば茲に壹萬圓の負債ありとするに、之を借りたるときは通貨多く隨て物價高かりし時なるに之を返済せんとするに當て通貨俄に減少し物價隨て下落するときは其困難實に少なからず。之を商估とすれば己の賣品は其市價下落したるを以て容易に巨額の金圓を得るとあたはざるに其返済すべき金圓の數は毫も減せざるものなり、若し早く其賣品の市價下落せざるに至りては更に困難を増し過退大に窮迫して終に破産するに至らん。此故に資本を借て以て事業を營む者多き世に當りて一朝俄に通貨減少する如きことあらば商人は大抵破産するに至るべし。

國債募集の爲に一時通貨を減少するも其募集したる通貨は再び世に出でゝ使用さるへければ物價の變動も少なくして止まんとの説あり。然れども第三の害に價を織動するの傾き無き能はず。

於て述へたるが如く資本配當の割合を變するを以て必ず物價に變動を生すべし。又募集の後再び世に出づへしとする其間多少の時日を経過するを以て到底物價を織動するの傾き無き能はず。

以上述へたるは國債募集の爲め通貨を減少し物價を下落するの害なれども又國債には反て通貨を増加し隨て大に物價を騰貴せしむる者あり。是れ則ち不換紙幣發行過度の時にして其結果は己に我國に於ても目撃するところなれば今更繆々を要せざるも其害の少小にあらざるや明なり。然れども物價騰貴するが爲に利益增加するを以て百般事業大に振ひ一時其發達進歩を呈する形なきにあらず。然りと雖も從來の負債の如きはこれが返済を受けし者は大に損失を蒙るべし、又騰貴にも遅延前後ありて其速なるものは己の賣品のみ市價騰貴し他の物價未だ騰貴せざるを以て大に利益を増せども其遲きものは他の物價己に騰貴したるに己の賣品は未だ騰貴せざるを以て大に損失を蒙るものなり。加之所謂貨幣の屈伸力なく正貨との間に差を生ずるを以て動もすれば紙幣の價格變動し、隨て物價漫に高下し大に實業を妨げ投機を獎勵し終に生産を減殺し、國家に損害を與ふ

るを免れず

第七 國債以冗費を生し濫用をなすの害あり

バックスホー氏曰く「國債は萬寶に止むを掛ざるの時に當りて之を起し其使用上最も節儉を旨とするものなるに備財の常として國債には右の二事は大概これ無き者なり。若し經費を徹するに租稅を以てすれば其徵收あるべき金額は人民の負稅力に據りて制限され強て之を起ゆれば世間の騒動を惹起さんとを恐れ政府に於ても成可も經費を節減すべけれども國債を以て經費を擧るときはたゞ後に至りて利子支拂の爲め租稅を増すのみにして眼前に増稅のことなきを以て諸國を平均されば國債に對する政府の自制力は租稅よりも凡二十倍も寛やかなる。此故に國債は租稅を以てするよりも過例長き戰爭を容易になし人民より不平を聞くことなくして以て遂に巨額の戰費を得るを常とす。此の如くなるに依り國債を貰て舉げたる金額は之を使用すること冗費多く租稅を以てしたるものに比し無駄費を節儉此意を注がざるものなり」

右ベックホー氏の言を以て簡く第七の害を讀またれども尙少しく之を論述せん。
凡そ人情として金策の道容易なるときは事を物々冗費多く節儉の精神を薄らがるゝあり騒音に流るゝに至るは勢の常なるものなり。而して今租稅と國債とを比すれば已にバックスホー氏も云へる如く國債は金圓を得ること素より租稅より容易なり、就中不換紙幣の如きは最も然りとなす。之に反して租稅は少々とても増加するときは先づ之を調査發布するにも手數少なからざるのみならず賦課するに至ても種々不平を生し苦情嘆願等起り其困難實に少小にあらざるを以て巨額に至りては之を徵集すると最も困難なり此故に到底國債は冗費を生ずるの害あるものにして取分け大藏省證券の如きものありて歲計の不足することあるも想ふに苦まざるときは並りに之を顧むの傾きあるは免かるべからざるところなり。且夫れ一個人にして騒音に流れ冗費多き時は其結果立所に至り終に身代限りをなすに至るものなれども政府は假令漫りに國債を起し以て冗費を生すとも其直接の結果は唯後利子仕拂の爲め租稅を増課するに止まるのみにして一個人の如く身代限りをなすに至るが如きことなきを以て之を一個人に比すれば濫用冗費の弊更に大なりと云へし。又唯冗費を生するのみならず時としては執政官

が己の功を見はさんがあつて不急の工事をなし、無用の事業を企て、或は社會の風潮に連れて漫りに急進せんことを思ひ、未だ當時に適せざる事業を超すことをなまにあらず。是れ他なし、其資本を得るの途を租税に因るとまは己に喫々せるが如く容易に之を得るとあたはアして其事業の如きも實に有益必要の者にあらざれば被税者は種々不平を生し甚之を得るに困しむるものなれども國債を以て其資本を裏れば被税者の不平もなく容易に之を得へければなり。此に於てか已たニエーブ氏曰く「租税を課して人民を苦しむるが如きことなく、又直に己に對し當々するものなくして以て大事業をなすことを得べきか故に執政官をして國債を濫用せしむるは勢ひの免かれがたきところなり」と。國債の勢ひ冗費を生ずるの傾向は其れ斯くの如くにして諸氏此に注目するもの少なからずと雖も就中ニエーブ氏が政府をして國債を裏るの權を有せしむるは猶放蕩息子化與ふるに倫敦の各銀行に對する預金引出の權利を以てすと同一なりと云へるか如きは最も穿ち得て妙と云ふべし

第八 國債は漫りに戦端を開くの害あり

國債は政府に冗費を生し不急の工事無用の事業等を起さしむるのみならず、又最も恐るへき害あり、之れ他なし、漫に兵器を動かすことはなり。前にペラクスター氏の言を引き租税は之を徵收すること容易にあらずして有効なる制限あれども國債に至りては容易に之を募集するを得るを以て戦争の期限を長うし其費用を高むることを述べたるが右の如く容易に金員を得るの途あるときは些々たる事にも漫に戦端を開くの恐れなきあたはず。畢竟戦争は金力に因るを以て若し租税を以て戦費に充てんとするときは之を得ること容易ならざるが故に開戦を躊躇む者なれども國債を以てするときは費途容易なるか故に漫りに開戦するに至るは勢の免かれがたきところにして諸氏亦大に此に論するところあり。ガルニエー氏は「國債は戦争の先導にして租税は戦争を制止す」と云ひ。タカーリ氏は「若し戦争費を租税に徹して一時に支拂ふとなれば其負擔重きを以て戦争の費用を節し國家の至大事件にあらざるよりは成るべく開戦せざらんことを務むへし」と云ひ。己に述へたるが如くグラードン氏の如きは「重税を課して以て人民に戦争の容易ならざることを感せしめん」と云ひ。エストラーダ氏は「國債は無名不正の

戰争を開かしむ」と云ひ此他セイ氏家リエ一氏等の如き大に此害あることを云へ

り

第九 國債は人民をして姑息の氣を生せしむるの害あり

前に第五の利に於て人民も一個人同様其未だ幼稚なる間は政府の扶助誘導を要することを述べたるが、此事たるや其宜しきを失し其度を過ぐれば反て人民の發達を妨げ、終て自ら大事業を爲すの氣力を失ひ絶えず政府に依頼するに至らしむるの弊なきにあらず。今一個人を以て之を輸へんに児童の未だ自ら事をなすことあたはざるを以て其親たる者頗りに扶助誘導し漸く丁年に至るに及ばず、自ら實験せしむれば稍自立獨行するを得へきに尚之を扶助するときは終に自ら事を爲すの氣力を失ひ、始終其親に依頼するに至るべし。抑も依頼心なる者は最も獨立進歩の精神を害するものなれば前の見當の如きもやゝ事を解すの年に至らば宜しく自から實驗せしめ親たる者は唯其過誤なからんとを注目するに止むべきなり。故に經營人民の發達を扶助する目的を以てするも政府漫りに事業を起し、其人民已れや人事を解するの度に至り宣しく自ら實驗せしめて自立獨行となる

しむべきに尚干歩して止まるときは殆も前の見當と一般終に自ら大事業をなす事をあくまで諱す事無事無事。然う而して已れ業々したるが如く、國債は資本を擧ぐる者を官憲憲法の御用扶助誘導實業を進むことは勢ひ免れがたきところ也。況れども國債者が己の功を挙げさん爲り極りに事業を超すことなきを保證するに處す。是れ最も國債はともかくもざとどころなり且夫國債者一氏か云くる如く公債證書は大抵坐食者的手に在るものなれば人民輸入の國債税の免められ奉り、蓋し君ある事業をなさるも能く安全に其利を得べき公債證書の御用其之を講め坐食の風を引起すことなきにあらず。若し夫れ正額の國債を負ひ人を知れど此を姑息の風を染まは事業大に衰へ國家の發達も亦妨害せるに足り少なからざるべし

第五節 利害約剎

以上概く來ゆたる國債の利害を約言せば其利あること則ち左の如し

第一 國債は財政的問題の急を救ふの利あり。

第二 國債は現金を保證する無難證券の利あり。

第三、國債は平素正常な非常準備金を要せざるの利あり

第四、國債は大或小多寡をもしあへが多ざる及其なさる或はなすあたはざる事あるの利あり

第五、國債は社會の發達を期せ人民をして自ら大事業を爲さしむることを期するの利あり

第六、國債は蓄積金及び洋金を使用じ一國の金融を動ぐるの利あり

第七、國債財政の精神を獎励するの利あり

第八、國債は外國の資本を以て富財を増加し大に利益を生し又融通をなすの利あり

第九、國債は常だ政府信頼の度を深ずるの利あり

右に度じて其害あることを左の如じ

第一、國債は過量の貯蓄を無効に致すの害あり

第二、國債は過度の儲蓄を無効に致すの害あり

第三、國債は資本の配當を算じ又之を減少し人民自から大事業を起すことを妨ぐるの害あり

第四、國債は資本を偏集して他の地方の發達を妨くるの害あり

第五、國債は利子歩合を上ぐるの害あり

第六、國債以物價を變動するの害あり

第七、國債は冗費を生し濫用をなすの害あり

第八、國債は慢うに戰端を開くの害あり

第九、國債は人民をして姑息の氣を生ぜしむるの害あり

第六節 利害の混交

以上列挙したる利害を考ふれば或は到底兩立しがたく矛盾する如きものあり。

例へば第二の利に於て現量の負擔を後世に分譲し之を調和することを說きながら第一の害に於て現世の負擔を後世に及ぼすの道德に悖ることを駁し。又第九の害に於て人民をして自ら大事業をなさしむるを妨げ姑息の氣を生ぜしむると駁ひながら第五の利に於て人民を説導して自ら大事業をなさしむるに至るとを說くの類是なり。然れども是れ決して矛盾するものにあらず。唯是れ國債の

利害相混する所以のみ。此を一方より見れば利あるが、又他方より見れば弊があるは歎のためれ難だき所にして之を以て矛盾するものと云ふことあるはア。今國債は一端に巨額の租税を課せしめて國家の發達を妨げず其負擔を後世に分譲せしむるの利あれども或は時に因りて其分擔多きに過ぎ、或は全く之が爲に故なく後世を苦しむるに至るの害なき見るにア。又國債を以て大事業を起し人民を誘導して終に自ら之を蒙さしむるに至るの利あるが、若し政府の干涉多きに過ぎ其宜を失すれば終に人民をして娘島の無發生せしむるの害亦なきを得す。此の如きは古今其例少なきに非ア、是れ決して兩立しがたきどにあらざるなり。

以上論述したるが如く利害相混する事のなれば其利のみを取て其害を退くるは抑々本本職を講ずるの大眼目にして政府國債を起すに當ては先づ前きに列舉したる利害を考へて始めて其害を退け成るべく其利を得んことを計らざるべからざる放ち

第三章 國債の種類

國債の種類を大別すれば左の如し

- 第一　壓制國債
- 第二　融資國債
- 第三　通常國債
- 第四　済み國債
- 第五　特異國債

第一節 壓制國債

壓制國債とは政府の壓制を以てするものにして人民に於て之を振むことを得るものなり。而して其種類は左の三通り

- 第一　壓制借入國債
- 第二　壓制預受國債
- 第三　壓制短期國債

第一　壓制借入國債とは國家一権非常の事態が其費用に供するが如き場合に於て

人民の部分の資金を含し、賦税を以て現金を借入るものにして之を課せられたものは是非を論せず出金せざるべからざるなり。故に出金の義務あること租税と異なることなけれども其の性質に於ては已に第一章に於て述べたるが如く區別あるものなり。則ち(一)租税は徵收するに止まりて償還することなし。(二)租税は借りたるものにあらざるを以て利子を附せず。然れども賦税國債には無利息のことなれば第二の區別はなきことある。而して其の種類に至ては種々あれとも零之を率れ故(三)本民各自の財産を調査し、之に割合して出金をなすしむるもの。(四)既に課したる產税に據りて歩合を取り出金の高を定むるもの。(五)最も敷衍として最も巨額の租税を拂ふ地方を撰み、之に其通常の租税を免し、代あるに出金を命ずるもの。(六)銀行或は豪富の者より出金を命ずるもの等なり。賦税借入國債は今や殆んどなしと云ふも可なれども往時にありては其例少なきにあらず、總額は千七百九十三年九月三日を以て拾億法を此國債に據て徵收したり。總額はも實際の収入以降を壹億法を出です。而して其方法は政府より出金者の財産を鑑定し之に割合したるものあり。又出金者各自の申出を以て定めた

るものありて其出金の割合は結婚せるものは壹千法以上、未だ結婚せざる者は千五百法以上の財産を所有すれば其超過したる高の多少に應じ、其壹割若しくは貳割、君して貳三割、又收入九千法以上の者は其の超過したる高は盡く出金せしむる者道なし、遂に利子を附せず、當平くの後二ヶ年にして償還するものとせり。

右の外千七百九十五年より千七百九十九年に至るデレクトリー政府の時に當て三割走國債を起したり。其方法は直稅其他の標準を以て出金を賦課したれども終に步合を成さずして唯直稅は二十五サンチナームの副稅を課することとなれり。其後千八百十五年ボールボン復位の後ち一億法を此國債に據りて徵收したり。某方甚は先づ各府縣をして其出金額を分たしめ、之を各地方の委員の定むる所に隨ひ、其地に在る豪家より徵收するものとしたれども此高は終に國會に於て定むることとなれり。此國債は確定の如く一億法を同年九月十五日に收入したり。ヤ前却の爲め正貨太能法の賦稅國債を起したり。但しアスシニヤ百法を以て正貨十法と是倣しなり。之に據てアスシニヤを消却するもの百四拾億法なりとす」

英國北文數千七百五十年、千七百六十年、千八百六年、千九百五十年、千八百五十九年、千九百四十四年に起したる方格試算率を適用して出金などしめ附するに三分半の利子を以てしたり。千八百五十九年の分はローベルティ、及ヒューランヤの人民より徵收したるものにて利子は五分を付し、發行價格は額面の七割にて五千貳百万フロリオンを得たも。又班國立於ても標榜此種債券を起したものと大なり是れハヨリナシト。

第一條 則開支額度を以て預り金をなすものにして其精神に至ては
實地費であるが爲の支拂はざれども唯其名義に於て異なるものなり。而して其種
類対照する所大半は、易往特權執行はされたるものと官吏身元保證金とす。是方
對官吏は其音況の保證として金額を預り置き、若し失蹤な慢等のことあれば
之を徵取せしめ、性質對抗する公債證書を與ふるもの亦此種の國債文牒す。
官吏はより遠近銀錢金鑄出はも爲たる例を挙ずるに、易往特權金と號す
者也。又其位の

國朝之文人，其風氣之流傳，實無以過於此。故其文章之體裁，亦復各具一格，而無一毫之相似者也。

國債を定期的償還する事、或は定期的償還する事のないもの

第二類の手續を終拂ひ、北米合衆國は千八百零七年正月五日の通令を以てミシシッカカ領を河南岸と及星西哥灣との間なる堀割を維持すべき波材其他の建築費社務のため五分利付公債證書を發行し下附したるとある。又第二類の如きは現銀帳開於て賃領あり、明治の初年夫の從來の家業の制を廢し一時總興業資金賃借證書を以てしたるこれなり。第三類は北米合衆國に於て一千九百六十九年三月二日より一千九百五十五年及び一千八百六十五年アレン共并領地を以て於て異往領被の後財産を損失せしものに六分利付公債證書を下附したる者、及總開、總管、及總司、總理等を改古來屬今諸國のなせしところにして日本國に於て總理等を取扱ふるに於て北米合衆國は總面額證書を發行し總額總金額の支拂夏年五分利付の公債證書を發行され事務、總務、總理等の職務を負ふる者に於て北米合衆國は總面額證書を發行する所である。

第二節 動機論

の仕拂期限來りたるものと變して三分利付公債證書となし、五十五法の割合を以て之を換取、該證券並め預り金を五分利附の公債證書と取し、八十法の割合以て與へしと定めた。該証券は當時の實價は三分利付の方は田十五法又五分利附の方數七年主義者證券等もこれと同様である。

第三十節 動盪國債

動盪國債とは或は受國各債を有するものにして是れ夫の軍事公債の如く國民受國の情況訴へ政府之說教して特子參會を通常なき低落するものなり。而して其種類考亦互りあり。

第二章 動盪國債入國債

第二章 動盪國債入國債

第三章 動盪定期國債

右の内最も盛るものは第一種もその他は左のふ要用多からざるものある。諸もと右の各種を細別され政宗より數多なれども大抵は前に歷制國債の類に於て察せたる如大抵ある也。唯前には歷制を以てすると此には說教を以

第三 論宋遼朝崇國貴

本多忠重の謀叛の事もその政第十七回もて其他は左のみ要用多からざるもめ最も
古也忠吉も寺内も御用を請うれども大抵は前文に忠重の事に於
て忠吉の謀叛の事も大抵あるなむ。唯前文には忠重を以てすらと見れば忠重を以

支那の借款の勢あるもの次第に於て、其の利息率は、アーリーの如きの如く、
借款額を國債時佛國債於て融資せし得みれば今少しく之を述べん。一千八百三十
年及至而南暦十八年の革命後佛國政府は國債は人風の調査し低利を以て借入れ
しとしたる事意の如く、募集に應ずるものなく、兩度共其目的を遂ぐるとわたらば。
即ち千八百三十九年には五分利付の國債を起し、平價を以て其募集に應ずるとを
明記したれども、一千四百三万八千九百法のみを得。一千八百四十八年には同じ
を五分利付の平價にて一億法を募らんと計りしも之に應せしもの二千六百十八
万二千法を過ぎた。是より前一千七百八十九年迄同様の國債を募りたれども其
結果好かぬ外れ。又後續する也此種の國債を起したれども亦成功を収めぬ。

第二編 通常國債

通常國債は財政的運営の借入れにして監制又は說諭を以てせず、相當の利子を附
し、債主の意取能等を募集するものなか。國債五大種の中れ就て是れ最古の部分
を有す。即ち國債は國債を募る事來る事なる事也。其實例の如きを今日地球上
の諸國が幾種かあるも、實に諸國の通商、財政、經濟を負担せよ。

通常國債の種類には其借入方に付きて二類あり

第一 通常一手借入國債

第二 通常募集借入國債

第一、通常一手借入國債とは銀行又は豪家より一手に借入るものにして即ち我
國明治十年西南戰勝の際甚多の費用を費せしに因り第十五國立銀行より壹千五
百万圓を借入れたるが如き又英國政府が一千六百九十四年に百二十万磅、一千七百八
年に四十万磅、一千七百十七年に五十万磅、一千七百廿二年に三百三十二万八千三百磅、
一千七百廿七年に百七十五万磅、一千七百廿八年に百二十五万磅、一千七百四十二年に百
六十万磅、一千七百四十六年に九十八万六千八百磅を英倫銀行より借入れたるが如
き又普國と戰争を開きし爲め佛國政府が佛國銀行より十四億七千万磅を借入れ
し等其例實に少なからず。

第二、通常募集借入國債とは公債證書を發行し譲れにても其の國に於て申選をを
なさしめ廣く譲所より借入るものなり。此國債は諸政府の常に起すところに
して我國にでも起業公債、中山道鐵道公債、海軍公債、整理公債等の如き皆之を廣く

人民はも専業として借入れたるものなり。

第四節 種類細別

以上述べたるとあるを以て定期国債、非常国債の性質を説きたれど是より更に其種類を細別せん。抑も壓制と云ひ、勅諭と云ひ、通常と云ひ其性質は異なると雖も其細別したる種類に至りては多くは同一にして特に各種に属するものあらざれば以下述ぶる所は通じて三種の國債の細別を知るべし。又有利息無利息の如き織り之を以て區別することあたはず、唯年金の如きに至りては別に利息として拂ふものなけれども其他は政府の都合を以て有利無利何れにもなし得べるものなり。

凡そ以上三種の國債を細別して左の大綱とする。

- 第一 不定期償還國債
- 第二 定期償還國債
- 第三 勅諭償還國債
- 第四 年金國債

第五 年金國債

第六 永年金償還國債

第七 不定期償還國債とは通常永年國債を名づくるものにして織り其償還の期を定めず而後償還する者也。其全額又は幾分を償還するものにして債主に於て之を請求するの権利有する者也。故に政府の都合に依りては或は十年にして償還する事となるべく又百年を経ても償還せざるともあるべし。此類の國債は古今文明諸國に多く行はるゝものにして其起元は千六百年代の末期佛帝ルイ十世の賛美中止在れる云々也。

不定期償還國債とは其償還は政府の随意に出づるものにして其種類を三ある。

（一）随意償還國債

（二）定期償還國債

（三）定期以後随意償還國債

西八千六百九十九萬三千五百九十九元に發行したる三分半及ひ三分利付國債の如き係國に於て一千八百九十九萬三千五百九十九元二十日に法令を以て普國へ拂ふ資金を募集するたりに起した事國債の如き又は某國に於ける三分利付整理公債又は減却公債の如き是より解さざる矣。

凡て定期以後隨意償還國債とはたゞへば發行の年より五ヶ年据置其以後は政府の隨意償還すべしと定むるが如きを云ふ。今其例を示さんと英國を債中千八百五十九萬零九千五百九十九元二十日利付新公債及び二分半利付新公債等は千八百九十九萬零九千五百九十九元二十日利付新公債は隨意に償還するものなり。

有事の二類の國債は政府の信用厚を乞ひにあらざれば募集に應ずるものであら。是れ今日此耳古、該及等の點觀て此類のものなき所以なり。

而べ定期償還隨意償還國債を五年又は隔年に償還すべしと云ふ如く償還期を定めず隨意償還國債の都合に國債文債選すべしと定めたるものなり。例へば日本ノ國債を償還せしとなして取て其何時仕拂ふやを定めざるものなれば政財の都合此種是以五十ヶ年間に一時に償還するや又は五年目八年目等に償還するやも計られざるものなり。

此類の國債殊多々今其二三を擧れば千八百六十二年二月廿五日の法令に因り發行したる五千四百七十七万一千六百九十九元の國債又は千八百六十四年七月三十日の法令に因りて發行したる一億二千五百五拾六万一千三百九十九元の國債の如きは發行の年より五年毎据置き十五年間に政府の隨意に償還するもの、又同年三月三日の法令に因て發行されたる一億九千六百十一万八千三百九十九元の國債は十ヶ年据置き三十年間に償還するものなり。又近くは我國の整理公債軍事公債の如き發行の年より五十ヶ年内に償還するものあり。

第三定期償還國債とは豫て時を約し元金を支拂ふものを云ふ。即ち毎年とか隔年とか或は五十ヶ年間とか其期を定めて償還するものにして其期限の長短に至りては素より一定せざれども概して之を云へば長期、短期の區別ありと云ふも可なり。長期とは九十年、七十年、三十年等又は短期とは一ヶ年、六ヶ月、三ヶ月等の謂ひにして大藏省庫券の如きは即ち短期の類に屬するものなり。而して定期償還國債の種類は三あり。左の如し

甲 定期全額償還國債

乙 定期不定額償還國債

丙 定期不定額償還國債

甲 定期全額償還國債とは發行の年より何ヶ年又は何ヶ月の後若しくは来る何年何月元金の總高を一時に支拂ふべしと約するものにして此類のものは多く一手借入國債に係るものなり。明治十年西南の後に第十五國立銀行より借入れたるものほ發行後滿二十ヶ年目即ち明治三十年四月に至り盡く一時に償還すべしと約定したるか如き即ち此類なり。又流動國債と稱する大藏省證券の如き一年、六ヶ月、三ヶ月の定期に分ち其期至れば全額を悉皆償還するもの亦此類に屬す。此類の國債は古今頗る多く之を概して云ふば信用薄き政府にして長期抽籤償還にては應募者多きを以て定期全額償還の法を以て公債を發行するものにして土耳其埃及西班牙等に於て此類の國債最も多し。

乙 定期不定額償還國債とは例へば毎年又は毎半年と云ふ如く其時を定め百萬圓又は五十萬圓と云ふ如く其金高を定めて元金を支拂ふものなり。此類の國債は

重に信用大ならざる國に多し。昔て支那政府が發行したる外國債の如きは其元金百五十九万圓千七百九十九圓仙にして償還は三ヶ年間となし毎年一月十八日を定め、其定期を基に一表を作りて公告證書に載せたるが如き類なり。

丙 定期不定額償還國債とは例へば毎年とか又は毎半年とか其時を定むれども其支拂ふべき元金の額を定めず唯政府の都合に因りて之を支拂ふものにして概して云へば此類のものも亦信用大ならざる政府に多しとす。日本の金庫公債は六ヶ年目より二十五ヶ年間に毎年償還すべしと其期を定むれども其償還額を定めざるが如き商業公債は發行より三ヶ年の後二十二ヶ年間毎年償還すべしとのみありて其額を定めざるが如き等なり。

第三、臨時償還國債とは定期償還の如く毎年とも隔年とも豫定せず、政府に於て最初約定したる事起るの時に随み元金を支拂ふものなり。故に假令毎年とも隔年とも其期を定めざれば全て不定期にはあらず。其償還の時は豫め約し置くものにして唯何年と云ふか如き判然たる時を指すあたはざるのみ。而して其種類は數多なるべけれども寧波次の三類なりとす

甲 保険臨時債還國債

乙 隨價臨時債還國債

丙 世治篤臨時債還國債

甲 保険臨時債還國債とは債主死亡するか又は天災に罹るか免に角金員の入用なるときに臨み之に供するため國債元金を支拂はんことを約し政府に於て保険をなすものなり。是れ英國に於て千八百五十三年八月四日の法令第十條に減債措をして債主死亡の時に於て定めたる金額を支拂ふことを約する國債を發行するを得せしめたる如き類なり。

乙 隨價臨時債還國債とは市場に於て公債證書の價格其額面以下なるときは之を購收して以て償還をなし、其以上なるときは抽簽を以て元金を支拂ふものなり。此類の債は南米ベラズー國に於て千八百五十二年二月五日を以て二百六十万磅を六分利にて發行せんことを決議したる國債の如きものにして同國の法に據れば毎年五万五千磅即ち發行高の二割を以て之を資金となし、發行より十ヶ年以内は其證書の相場額面以下なるときは之を購收して以て償還をなし、其以上なるときは抽簽を以て元金を支拂ふものとせり。

丙 世治篤臨時債還國債とは一國騒擾戰亂あるに際し國債を發行し其償還は援餉額定するの後之を行ふべしと云ひ、發行より何ヶ年目とも何ヶ年間とも判然其期を定めざるものなり。佛國に於て千七百九十三年九月三日壓制を以て借入れたる十億方法の國債は爭亂平定後二ヶ年内に償還すべしと約定したるが如き又千八百六十五年米國南北戰爭の時南方同盟國政府が發行したる證券は合衆國と平和の約定後六ヶ月間に償還すべき約定をなしたるが如き皆此類なり。此頃清國に於ける我が新占領地に流通せしりんとしたる所謂軍事手形の如き蓋し此種類に屬す。

第四、應求債還國債とは債主の請求に應し何時にも支拂ふものなり。此類のものは預り金に最も多しとす。而して其種類には左の二種ありとす

甲 即時應求債還國債

乙 通知應求債還國債

甲 即時應求債還國債とは何時にも債主の請求あれば即時に支拂をなすもの

なり。例せば一千八百六十二年二月廿五日七月十一日及一千八百六十三年三月三日の法令に依り發行したる北米合衆國の政府紙幣は之を政府に請求すれば即時に正貨を以て償還すべしとなしたるが如き。又一千八百六十一年七月十七日及一千八百六十二年二月十二日の法令に依り發行したる同國舊兌換券一千八百六十四年六月三十日の法令に依り發行したる小額紙幣、金貨及金塊預り證書等是なり。

乙 通知應求債還國債とは支拂を要する前豫しめ政府に通知をなし置き而して後債還を要くるものなり。例せば北米合衆國一千八百六十二年二月廿五日三月十七日七月十一日一千八百六十四年六月三十日等の法令に依り發行したる七億千六百九万九千貳百四十七弔十六仙の預り金公債は支拂の日より十日前に通知を要するが如き類是なり。

第五年金國債とは債主に年利約定したる金額を支拂るものにて別に元利金を分けて支拂はざるものなり。而して其種類に左の五種あります

甲 終身年金

乙 定期間年金

丙 「トンチン」年金

丁 定期後拂年金

戊 事變後拂年金

此に説く所の年金は別に元利を區別せざれども畢竟元利を合して年々支拂ふ様に立算するものなり。例へば五十圓の年金を三十ヶ年間支拂ふものとすれば、之に對して五分利子を以て一ヶ年毎に利倍増殖するものとするときは最初拂込の元高は大約七百六十八圓六十二錢二厘五毛餘と定むるが如し。

甲 終身年金國債とは債主死亡するまで年金を與ふるものなり、故に是は賣買することあたはず。英國の國債中一千八百廿九年、一千八百三十三年、一千八百五十三年の法令に因り減債拂の職權を以て國債減却借換の爲め貯蓄銀行の預り金を終身年金國債となして其預け主に與へたるものゝ如き即ち是なり。而して此類の年金には尋常終身年金の外に(一)同年二人以上の終身年金、(二)非同年二人以上の終身年金の二種あり。第一のものは例へば甲乙ともに三十歳の者拂ひて二人生存する間は之に年金を與へ其内一人にても死亡すればあとは與へざるものゝ如き。又

第二のものは甲は三十歳乙は三十五歳と其年同しからざる者の崩ひて二人生存する間年金を與へ何れか死すれば之を止むるが如き類なり

乙定期間年金とは十年間若しくは二十年間と其期を限りて年金を與ふるものと云ふ。千八百五十五年に英國に於て發行したる年金は同年四月五日限り毎年兩度に支拂ふものとし、其他千八百六十三年の法令に因り減債掛の所有に屬する三分利以上の國債を二分半利となし、其歩合の差丈、千八百六十三年より千八百八十五年限り年金を支拂ふものとなしたり

丙「トンチン」年金とは同年の者、又は階級を作り其同級の者へ同割合の終身年金を與へ、其内死亡する者あるとき其年金を生存者に割賦するととをするものなり。此の法は千六百年代伊國の銀行家ローレンス・トンチンなる者の企てに係るものにして、例へば三十歳の人を三百名集め、之に百圓づゝの終身年金を與ふることになし、其の内一名死亡するときは三圓五拾錢餘づゝを二十九名の生存者に増與し、又其後一名死亡するときは三圓五拾錢づゝを二十八名の生存者に増與し、即ち先の増與を合すれば各自の年金は百六圓九拾錢となるものなり。如斯にして二十九名死亡し、一名の生存者となれば其年金は三万圓となるなり。然れども大抵生存者五名までとか十名までとか其制限を立て、其後は死亡の都度増與することをなさるものとす

此の年金の例を示せば、佛國に於ては千六百八十九年ルイ十四世帝の時此法を以て百四拾方法の年金を約して國債を募集したり。其細則を見るに、債主の年齢を一歳より七十歳までとし、之を十四級に分ち三百法に對し三十法の年金を付せり。其後千六百九十六年にも同様のものを發行したり、此度は七十五歳までとなし其級を十五に分ちたり。而して千七百廿六年に至りたるに第一年金の第三級及第二年金の第四級に在る者盡く死亡し、パリスの外科醫の寡婦一人生存し、最初三百法を拂込み末年に至りて七万三千五百法の年金を得たりと云ふ、而して終に九十六歳を以て死亡したり

英國に於ても此年金を發行したると三回あり。其第一回は千六百九十二年ウイ・ヤム第三世の時にて百万磅の國債を募集せんとしたるものはなり。其方法は初め七年間は百磅に付き十磅の年金を與へ、七年の後は七磅の年金を與へ、債主

七人に至るまでは死亡者の年金を生存者に割賦するとを約したり。然れども之に因て政府の得たる金額は十万八千磅に過ぎず。右の年金は千七百八十三年七月五日を以て満期となり、其最後の受取者は婦人にして九十八歳なり。第二の者は千七百六十六年に於て起し、僅に一万八千磅を募集したり。其方法は元高三分の年金となし抽籤を以て一人九千磅を與へるととなしたり。第三の者は千七百八十九年にして一株の元高を百磅五志となし、債主を年齢に由りて六級に分ち、初級の四磅二十志より第六級の五磅十二志に至るまで級に隨ひて年金の割合を増し、而して年金千磅となるまでは死亡者ある毎に其級内生存者に之を割賦することなし、百万二千百四十磅の申込を得たり。千八百八十三年三月三十一日の調査に依れば其年金支出高は五千磅なり。

丁定期後拂年金とは五年の後若くは七年の後と豫て定めたる期限の後より與ふるもの、又は若後の安全幸福を得んが爲め債主六十歳となる時より終身年金を與ふる如きものにして發行の年より直に與へざるものなり。是れ英國に於て一千八百五十三年八月四日の法令第二條に據り減價掛の職權を以て貯蓄銀行の預け主に四磅以上三十磅以下の定期後拂年金を與ふるの國債を發行するを得せしめし類なり。

成事後拂年金とは定期後拂年金の如く何ヶ年又は債主何歳となるの後より支拂ふべじと其期を定めずして債主不具廢疾となるか、又は死亡したる時より本人又は其指名人に支拂ふものなり。例へば職人の如きものにして非常の災害に逢ひ身不具となりて勞働を以て今日の活計を立つることあたはざるに至り年金を受くるか、又は夫死して後、妻の困窮に陥らざる爲め之に年金を與ふることを約するもの等なり。是れ同様く前に挙げたる英國の法令中之本人の望に由りては其死後拂込みたる高文け其指名人に年金を與ふるとを許可したるか如き類なり。第六、餘分金附屬國債とは元金を償還するに當り何分か額面より餘分なるものを支拂ふか、或は定むる利子の外に幾分か餘分なる金員を支拂ふものなり。其種類を分けて左の二とす

第一 抽籤餘分金附屬國債

第二 普通餘分金附屬國債

第一 抽籤餘分金附屬國債とは通例の歩合より低き利子を以て國債を募集し、抽籤して當りたる者へは利子の外に若干の金員を拂ふか、又は其償還に至るまで何程かの年金を添ゆるか、或は償還の時に至り一時に餘分なる金員を與ふるものなり

佛京巴理に於ては千八百六十五年此法を以て三億法の公債證書を發行したり。其方法は證書呼價に對し四分の利子を拂ひ抽籤して當りたる者には呼價百法にて年々三十六參半を與ふる簽札附の公債證書を發行したり。如此にして當籤者の得るもののは利子總高の十二分の一に足らず。是れより先にも右の金額を八分の一となして同様の國債を起し、又千八百六十三年土地銀行も此類の債券を發行したるとあり、其割合は十一分の一とせり。此他土耳其鐵道會社、バルレタ府等も亦此の年金を發行したことあり

第二 普通餘分金附屬國債とは前の如く抽籤を以てせず債主一般に餘分金を與ふるものにして大抵定期の間若干の年金を附するものなり。是亦國債の利子を低くし之れを補ふために附するものなり

此類の國債は英國に多し。即ち千七百五十七年に起したる三百万磅の國債は其利子を三分とし、額面の價格を以て發行し、百磅に付壹磅貳志六片の終身年金を附し、千七百六十一年の千百四拾万磅は同じく三分利附にして額面の價格を以て賣出し、九十九年の間百磅に付き壹磅貳志六片の年金を附し、千七百六十二年の千二百万磅は四分利附にして同しく額面の價格を以て發行し、十九ヶ年の後其利を三分となし、九十八年の間百磅に付き壹磅の年金を附し、千八百六十三年減債権の所有に屬する三分以上利付公債を二分半利付公債となし、此利子歩合と舊利子歩合との差文けを年金にて支拂ふため千八百八十五年限り年金を附し、千七百七十年の六百万磅は同じく四分の利にして額面の價格を以て發行し、十ヶ年間百磅に付き拾志の年金を附し、千八百五十五年クリミヤ戰爭に際し發行したる千六百力磅は三分利付にて發行價格は額面となし、三十ヶ年間百磅に付拾四志六片の年金を附したもの等なり

第五節 雜種國債

以上述べ來りたる六種の外尚種々の國債あり。今其二三を舉れば（一）起業國債（二）

如きものにして特に最も利益を受くる地方、或は人民より低利を以て之を募集し幾分か政府の負擔を輕くするもの。例へば港灣を築設すれば其地方は特に大に便益を得爲めに地價の如きも騰貴し、又船舶に從事する者の如き大に利益を蒙るれば是等の人民より幾分か低利にて國債を貸出さしむるが如きものなり。此類は佛國に於て多く發行したる國債にして千八百二十年より同四十年迄に運河塘制改良等の爲め國債を起し、其事業より生する港稅順數稅等を以て其元利支拂に供し、若し右の收入此支拂に不足するときは國庫より補充するものとせり。又二先の如く地方或は特別なる人民より借入るゝにあらずして地方の商業會議所か其地方に工事を起さん爲め政府に貸付るものあり。是亦佛國に於て千八百六十五年ヘーヴルの商業會議所か其地方の港改良の爲め政府に巨額の金員を貸付け、又千八百七十年夏に航海を便利ならしむるが爲に改貳を要し四分の利を以て六百万法を政府に貸附けたるが如き。又千八百七十四年馬塞耳港を改貳したるときにも其地の商業會議所より五ヶ年間に千五百万法を借入れ、千八百八十年より十五ヶ年間に年金償還の方法を以て四分半利附の割合となし。又波瀬の工業を法に達せり

起さん爲めボルドーの商業會議所よりも四百五十万法を借入れ、千八百七十五年より十四ヶ年間に四分半の利子を附して償還するものとしたるが如き、又千八百七十年以來佛國政府大に其兵制を改革し諸方に鎮臺を置くに當り其所在の州又は都會より金員を借入れ、其高を五千七百万法限りと定め一ヶ年据置十四年乃至十五ヶ年間に償還するものとし、其利子の最も高きは五分なりしが其貸付をなしし都會の數は實に八十五の多きに至り、實際の借入れ高は五千三百六十五万八千法に達せり

右の外一種の國債を以て半は不定期償還となし、半は定期償還となすが如き折衷案を施すこともありて尙ほ考案をめぐらせば種々新奇の方法もあるべしと雖も其重なるものは零ほ以上陳述したるものなりとす

第六節 預入國債

預入國債とは前に説きたるが如く政府が特に借入れたるものにあらずして唯預り入れたるのみなれども之に對して預主に義務を負ふこと尙ほ他の借入國債と異なる事なし。而して其預入にも歴制を以てするもの勧諭を以てするもの預主

の意に任すものゝ三種あり。此類の國債は現に我國に於て驛遞局預り金の如きもの、又は人民會社の共有に係り預金局に預り受たる者等ありて英、佛、獨及北米合衆國等皆此國債なきものなし。而して此國債の種類を分てば零左の三とす

第一 定期支拂預入國債

第二 應求支拂預入國債

第三 臨時支拂預入國債

第一 定期支拂預入國債とは豫て年限を約定し、其以後にあらざれば支拂はさるものなり。例へば三ヶ年間預け入れんことを預主に於て約定すれば其期限に至らざれば此支拂を請求することあたはざるが如きものとす。我國預金局預金の如き即ち此種に屬す。

第二 應求支拂預入國債とは預主の請求に因り支拂をなすものにして豫て其預り期限を定めざるものなり。其種類に左の二あり

甲 即時支拂預入國債

乙 通知全上

甲 即時應求支拂預入國債とは何時にも預主の請求次第直に支拂ひをなすものなり。此類は俗に當座預と稱するものにして我國郵便局預金は此類に屬す。又北米合衆國に於て千八百七十二年の法令を以て諸銀行より合衆國紙幣一万弗以上を預るが如き、或は千八百七十八年の法令を以て正貨十弗以上を預り受くるが如き類是なり。

乙 通知應求支拂預入國債とは預主より十日前とか五日前とか豫め通知を受け支拂ふものにして何時にも請求次第即時に支拂ふものにあらず。是れ北米合衆國に於て千八百六十二年及千八百六十四年の法令に因り百弗以上合衆國紙幣を人民の望に依り預受け其支拂を請求するときは十日前に豫め通知をなさしむるが如き類なり。

丙 臨時支拂預入國債とは前に臨時償還國債の部に於て陳述したるが如く豫て約定したる時至るに及んで支拂ふものにして預主の請求に應して支拂ふものにあらず、又何年の後と期限を定むるにもあらざるものなり。例へば官吏或は政府より事務を擔任したる用達會社一個人等より身元保證金として預り置が如き者

にして前にも述べたるか如く佛國に於てはボーエルボン復位の間は大に此身元保證金を預り終に二億九千二百万法の巨額に登りたり。又英國々債條例に據れば公債證書を亡失して其代り證書を請求するには保證金を政府に預け置き他日發見したる時に際し政府の責任を免かれしむるが如き皆此類なり。

預入國債には往々之より變して通常國債となるものあり。例へば郵便局の預金五百圓に満つれば之を通常國債の部に組入れ通例の公債證書を附與し、又は定期を経過するも尚ほ請求なきを以て之を通常國債に組入るゝが如き等なり。例を上げて之を示せば英國の郵便局預金の如きは其高十磅に至れば無手數料にて同國の永遠公債證書となすことを得せしめ、又千八百六十九年の法令に因り減債掛をして郵便局預金を定期年金國債に繰込んだるが如きものあり。

第七節 紿與國債

紿與國債とは政府より若干の金員を下附するとを約し之を支拂はざるへからざる義務あると謂通常の負債の如きものを云ふ。其種類に三あり左の如し

第一 定期紿與國債

第二 終身紿與國債

第三 臨時紿與國債

第一 定期紿與國債とは政府が約束したる時期に金額を給與するものにして毎年給與、隔年給與等の種類あり。例へば郵船會社、製糖會社等に毎年巨萬の補助金を下附したるが如き、或は佛國に於て某鐵道會社に毎年二度づゝ八ヶ年間補助金を下附したるが如き類なり。茲に一種奇異なる給與法あり、即ち會社に補助金を下附するに、初めより之を爲さず先づ其會社をして社債を起さしめ、其償還の爲めに毎年若干の金額を給與するものなり。佛國に於てオーリヤン、シャーロン間の鐵道を布設したる會社に補助金を給與するに當り此法を施したり。

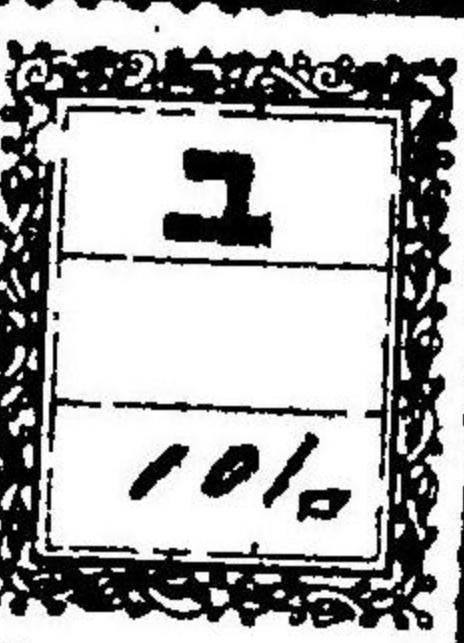
第二 終身紿與國債とは官吏其他功勞ある者又は公務の爲めに不具廢人となりたるもの、若くは長期間奉職して退職したるもの等に終身年金を給與するが如きものを云ふ。此例は他國皆之あり、我國に於ても文武官にして此恩典に浴するもの少なしとせず、殊に征清の事局を結ぶに至らば此種の國債は大に増加すべきや必せり。

第三 臨時給與國債とは、例へば政府が某鐵道會社に對して其利益一定の割合に達せざる時は之を補給すべしと約束するの類にして、敢て毎年とも何年目とも確定せざる者を云ふ。之を細別すれば三種あり、其一は唯不足の利益を補給するに止まるもの、其二は利益を補給して定期の後會社より政府に返納するもの、其三は利益一定の割合より少なきときは補給し、一定の割合より大なるときは餘分支けを政府に上納するものなり。第一は我國の日本鐵道會社の如きを初めとして其例少からず。第二第三は佛國に於て大に行はれたるものなり。

給與國債も亦預入國債の如く往々通常の國債に變ずることあり、即ち現金を給與せずして公債證書を給與するの類なり。

國 債 論 終

ジタ
シタ





040536-000-9

ユ-101口

国債論

土子 金四郎／述

(M 2 8 ?)

BDE-0158

